

防衛省訓令第 1 2 4 号

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和 7 年政令第 2 6 号）第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、並びに重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 2 7 号）、同令及び重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和 7 年 1 月 3 1 日閣議決定）を実施するため、重要経済安保情報の保護に関する訓令を次のように定める。

令和 7 年 5 月 9 日

防衛大臣 中谷 元

重要経済安保情報の保護に関する訓令

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 重要経済安保情報の保護（第 3 条—第 1 2 条）

第 3 章 重要経済安保情報の指定等

第 1 節 指定（第 1 3 条—第 1 5 条）

第2節 重要経済安保情報管理者が講ずる措置（第16条―第19条）

第4章 重要経済安保情報文書等の作成等

第1節 作成（第20条・第21条）

第2節 運搬、交付及び伝達（第22条―第27条）

第3節 保管等（第28条）

第4節 廃棄その他の取扱い（第29条―第31条）

第5節 検査（第32条―第34条）

第5章 他の行政機関への交付等

第1節 他の行政機関への交付等（第35条・第36条）

第2節 適合事業者への交付等（第37条―第39条）

第3節 外国政府等への交付等（第40条）

第4節 その他公益上の必要による交付等（第41条）

第6章 適性評価（第42条―第63条）

第1節 通則（第42条）

第 2 節 適性評価の実施等（第 4 3 条—第 5 7 条）

第 3 節 苦情の申出とその処理（第 5 8 条—第 6 1 条
）

第 4 節 補則（第 6 2 条・第 6 3 条）

第 7 章 雑則（第 6 4 条—第 7 4 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、防衛省本省（以下単に「本省」という。）における重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第 3 条第 1 項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）の保護に関し必要な措置を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 法、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し統一的な運用を図るための基準（以下「運用基準」という。）に定めるもののほか、この訓令において、次の各号に掲げる用

語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 重要経済安保情報取扱職員 法第11条の規定に基づき重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされている者のうちから、防衛大臣が指定した重要経済安保情報又は他の行政機関の長から本省に対して提供された重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせることとされた職員をいう。

(2) 重要経済安保情報文書等 重要経済安保情報である情報を記録する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。

(3) 携帯型情報通信・記録機器 携帯電話、携帯情報端末、映像走査機、写真機、録音機その他の通話、記録等の機能を有する機器をいう。

(4) 重要経済安保情報電磁的記録 重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録をいう。

(5) 可搬記憶媒体 防衛省の情報保証に関する訓令（平

成 1 9 年防衛省訓令第 1 6 0 号) 第 2 条第 5 号に規定する可搬記憶媒体をいう。

(6) 内閣府独立公文書管理監 内閣府本府組織令（平成 1 2 年政令第 2 4 5 号）第 1 条に規定する独立公文書管理監をいう。

(7) 重要経済安保情報保護活用委員会 運用基準第 6 章第 1 節に規定する重要経済安保情報保護活用委員会をいう。

(8) 適合事業者 物件の製造又は役務の提供を業とする者で、重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備を設置していることその他重要経済安保情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第 1 6 条に規定する基準に適合するものをいう。

(9) 契約担当官等 防衛省所管契約事務取扱細則（平成 1 8 年防衛庁訓令第 1 0 8 号）第 2 条に規定する契約担当官等をいう。

(10) 本省職員 自衛隊法（昭和 2 9 年法律第 1 6 5 号）第 2 条第 5 項に規定する防衛省の職員で、防衛大臣、

防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛装備庁の職員及び
自衛隊法施行令（昭和２９年政令第１７９号）第１条
に規定する合議制の機関の委員以外のものをいう。

(11) 防衛大臣補佐官等 防衛大臣補佐官、防衛大臣政策
参与、防衛省顧問及び防衛省参与の設置に関する訓令
（昭和６０年防衛庁訓令第４６号）に定める顧問及び
参与、防衛大臣秘書官、防衛事務次官並びに防衛審議
官をいう。

(12) 事務官等 事務官、技官及び教官をいう。

(13) 苦情受理窓口 適性評価についての苦情の申出を受
理するため、内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校
、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕
僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部及び
地方防衛局に設けられる窓口をいう。

(14) 重要経済安保情報行政文書ファイル等 重要経済安
保情報である情報を記録した文書、図画又は電磁的記
録が含まれる行政文書ファイル等（防衛省行政文書管
理規則（平成２３年防衛省訓令第１５号）第２条第２

号に規定する行政文書ファイル等をいう。)をいう。

第2章 重要経済安保情報の保護

(重要経済安保情報管理者)

第3条 機関等ごとに、重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者（以下「重要経済安保情報管理者」という。）1名を置く。

2 この訓令において「機関等」とは、次の表の左欄に掲げるものをいい、当該機関等の重要経済安保情報管理者は、同表の右欄に掲げる者とする。

機関等	重要経済安保情報管理者
官房各局	官房長又は局長
防衛大学校	防衛大学校長
防衛医科大学校	防衛医科大学校長
防衛研究所	防衛研究所長
統合幕僚監部、統合作戦司令部及び自衛隊サイバー防衛隊	統合幕僚長
陸上自衛隊（自衛隊情報保全隊及び自衛隊海上輸送群並びに自衛隊体育学校	陸上幕僚長

、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。)	
海上自衛隊（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。)	海上幕僚長
航空自衛隊（航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。)	航空幕僚長
情報本部	情報本部長
防衛監察本部	防衛監察監
地方防衛局	地方防衛局長

3 前項の規定にかかわらず、防衛大臣は、同項の表の右欄に掲げる者に重要経済安保情報の保護に関する業務を管理させることができない場合には、同欄に掲げる者に準ずる者を重要経済安保情報管理者として指名することができる。

（重要経済安保情報管理者の責務）

第4条 重要経済安保情報管理者は、運用基準第2章第3節第1項各号に掲げる措置及びこの訓令に規定する措置

を適切に実施するため、自らが重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する機関等において重要経済安保情報の取扱いの業務を行うこととされた職員に対し、必要な指導を行わなければならない。

（重要経済安保情報管理者を補助する者等）

第5条 重要経済安保情報管理者は、自らが重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する機関等において重要経済安保情報の取扱いの業務を行うこととされた職員のうちから重要経済安保情報の保護に関する業務の管理を補助する者（以下「重要経済安保情報管理者補」という。）を指名し、当該管理（第13条第1項、第14条第1項、第15条、第35条第1項、第37条第2項、第40条第1項及び第41条第1項の規定に基づく行為を除く。）を補助させることができる。

2 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報の保護措置に関する業務の管理を円滑に実施するため、次に掲げる業務を行わせる職員（以下「重要経済安保情報保護業務担当者」という。）を指名するものとする。

- (1) 第 2 1 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく記載等
- (2) 第 2 2 条の規定に基づく運搬
- (3) 第 2 4 条第 3 項の規定に基づく確認及び同条第 6 項
の規定に基づく記載
- (4) 第 2 6 条第 2 項の規定に基づく確認
- (5) 第 2 8 条第 1 項の規定に基づく保管及び同条第 2 項
の規定に基づく記載
- (6) 第 2 9 条第 6 項の規定に基づく記載

3 前項に規定する重要経済安保情報保護業務担当者を指名するに際しては、当該重要経済安保情報保護業務担当者が担当する部署を特定し、当該部署ごとに 2 名以上の職員を指名するものとする。その際、当該職員のうちから責任者 1 名を指名し、当該部署における重要経済安保情報保護業務担当者の業務を総括させるものとする。

(教育)

第 6 条 重要経済安保情報管理者は、自らが重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する機関等に所属する職員に対し、重要経済安保情報の保護に関する必要な知識

の習得及び意識の高揚を図るため、年1回以上、必要な教育を行うものとする。

2 前項の規定によるもののほか、重要経済安保情報管理者は、自らが重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する機関等に所属する職員に、新たに重要経済安保情報の取扱いの業務に従事させる必要が生じた場合には、当該取扱いの業務を行わせる前に、必要な教育を行うものとする。

3 防衛大臣は、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、事務次官、防衛審議官、重要経済安保情報管理者その他必要と認める者に対する教育を、防衛大臣が指名した重要経済安保情報管理者に行わせるものとする。

4 適性評価実施責任者（第44条に規定する適性評価実施責任者をいう。）は、適性評価実施担当者（第45条に規定する適性評価実施担当者をいう。）に対し、適性評価の適正な実施を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、並びにこれらを向上させるために必要な研修を定期的に又は随時に行うものとする。

(保護措置)

第7条 重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員は、当該重要経済安保情報に係る重要経済安保情報取扱職員以外の者に当該重要経済安保情報又は当該重要経済安保情報を記録若しくは化体する重要経済安保情報文書等を奪取され、又は破壊されないよう努めなければならない。

2 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備を整備するものとする。

(重要経済安保情報取扱職員の範囲の決定)

第8条 本省における重要経済安保情報取扱職員の範囲は、第13条第2項の規定に基づき、防衛大臣が重要経済安保情報の指定を行う際に、当該重要経済安保情報を取り扱うことができるものとして定めた官職又は部署とする。ただし、重要経済安保情報管理者が重要経済安保情報の保護に関する業務の管理を行う機関等にあつては、当該重要経済安保情報管理者に重要経済安保情報を取り扱うことができる官職又は部署を定めさせることができ

る。

- 2 前項の規定に基づき定められる官職又は部署は、必要最小限のものでなければならない。
- 3 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報の指定がなされた後に、状況の変化等によって重要経済安保情報取扱職員の範囲を変更する必要があるときは、変更の効力が発生する日を特定して行うものとする。
- 4 重要経済安保情報管理者は、第1項の規定に基づき定められた官職にある者又は部署での勤務を命じられた者であって、法第11条の規定に基づき重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされている者のうちから、重要経済安保情報取扱職員を指名するとともに、指名された者の名簿を作成するものとする。
- 5 前項に規定する名簿を作成した後、重要経済安保情報取扱職員の範囲の変更、人事異動その他の事由により重要経済安保情報取扱職員として指名する者の変更等を行う必要があるときは、当該変更等の効力が発生する日に当該名簿を更新するものとする。

6 前各項の規定にかかわらず、他の行政機関の長が指定した重要経済安保情報に係る重要経済安保情報取扱職員の範囲は、法第6条第2項の規定に基づく協議の結果を踏まえて防衛政策局長が定める要領に従い、当該重要経済安保情報を取り扱うこととされた重要経済安保情報管理者が定めるものとする。

（立入りの制限）

第9条 重要経済安保情報管理者は、本省が管理する施設内であって、重要経済安保情報の取扱いが行われる場所について、重要経済安保情報の保護上必要があると認めるときは、当該場所への立入りを制限するものとする。

2 前項の規定により、立入りが制限された場合には、当該施設を管理する重要経済安保情報管理者、当該施設を使用する重要経済安保情報管理者又は重要経済安保情報を管理する重要経済安保情報管理者は、その場所に立ち入ってはならない旨の掲示を行うとともに、立入りの制限に必要な措置を講じなければならない。

（機器の持込みの制限）

第 10 条 本省が管理する施設内であって、重要経済安保情報管理者が管理する重要経済安保情報の取扱いが行われる場所において、当該施設を管理する重要経済安保情報管理者、当該施設を使用する重要経済安保情報管理者又は重要経済安保情報を管理する重要経済安保情報管理者は、次に掲げる場所その他必要と認める場所について、携帯型情報通信・記録機器の持込み（以下この条において「機器持込み」という。）を制限するものとする。

- (1) 前条の規定により立入りが制限された場所
- (2) 日常的に重要経済安保情報を取り扱う執務室（障壁等により物理的に隔離した区画においてのみ重要経済安保情報を取り扱う場合には当該区画に限る。）
- (3) 重要経済安保情報を取り扱う会議を実施する会議室（当該会議の実施中に限る。）
- (4) 重要経済安保情報を保管する保管施設

2 重要経済安保情報管理者は、前項の規定に基づき機器持込みの制限を行った場合には、その旨を外形上明らかにするとともに、当該持込みの制限に必要な措置を講ず

るものとする。

（電子計算機の使用の制限）

第 1 1 条 重要経済安保情報電磁的記録は、重要経済安保情報管理者が認めた電子計算機以外のもので取り扱ってはならない。

2 重要経済安保情報電磁的記録は、可搬記憶媒体に格納するものとする。ただし、重要経済安保情報管理者が電子計算機に格納することを認めた場合は、この限りでない。

3 前項の規定に基づき重要経済安保情報電磁的記録を可搬記憶媒体又は電子計算機に格納するときは、所定の暗号による秘匿措置その他必要と認める保護措置を講じなければならない。ただし、当該保護措置を講ずることにより職務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあり、重要経済安保情報管理者がやむを得ないと認める場合に限り、当該保護措置を講ずることを要しない。

（可搬記憶媒体の使用の制限）

第 1 2 条 この訓令の適用上、可搬記憶媒体は、前条第 2

項の規定に基づき重要経済安保情報電磁的記録を格納する場合及び法第6条、第8条、第9条又は第10条の規定に基づき重要経済安保情報を提供する場合を除き、使用してはならない。

第3章 重要経済安保情報の指定等

第1節 指定

(指定)

第13条 重要経済安保情報管理者（官房長、局長及び統合幕僚長に限る。）は、重要経済安保情報に該当する情報が認められる場合には、運用基準第2章及び第3章に定めるところにより、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録の案を作成し、防衛大臣に報告しなければならない。

- (1) 指定に係る情報（以下「対象情報」という。）
- (2) 指定の理由（一定の条件が生じた場合に指定を解除すべき情報である場合には、当該条件を含む。）
- (3) 指定の有効期間（5年を超えないものに限る。）及びその満了する年月日

- (4) 指定に係る重要経済安保情報の概要
- (5) 運用基準第2章第1節第1項第2号の事項の細目のいずれに関するものであるかの別
- (6) 法第3条第2項の規定に基づき講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別
- (7) 当該指定に係る重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する重要経済安保情報管理者の官職
- (8) 当該指定に係る重要経済安保情報を取り扱わせることができる官職又は部署
- (9) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 防衛大臣は、前項に規定する書面又は電磁的記録の案が適切であると認めるときは、当該書面又は電磁的記録の案に係る情報を重要経済安保情報として指定するものとする。

3 前項の規定に基づき重要経済安保情報が指定されたときは、防衛政策局長が指定の整理番号を付与するものとする。

(指定の有効期間の満了及び延長)

第 14 条 重要経済安保情報の指定に際し、前条第 1 項の規定により書面又は電磁的記録の案を作成した重要経済安保情報管理者は、当該指定の有効期間（第 3 項の規定により延長された有効期間を含む。以下同じ。）が満了する時には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 当該重要経済安保情報が指定の要件を満たさないと認めるとき 次のアからエまでに定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録の案を作成し、防衛大臣に報告すること

ア 対象情報

イ 指定の要件を満たさないと認める理由（満了後の取扱いに関するものを含む。）

ウ 指定を受けた年月日（以下「指定年月日」という。）及び指定の整理番号

エ アからウまでに掲げるもののほか必要な事項

- (2) 当該重要経済安保情報が指定の要件を満たすと認めるとき 次のアからカまでに定める事項を記載し、又

は記録した書面又は電磁的記録の案を作成し、防衛大臣に報告すること

ア 延長後の対象情報

イ 指定の有効期間を延長する理由

ウ 延長後の指定の有効期間（5年を超えないものに限る。）及びその満了する年月日

エ 延長後の指定に係る重要経済安保情報の概要

オ 指定年月日及び指定の整理番号

カ アからオまでに掲げるもののほか必要な事項

2 防衛大臣は、前項第1号に規定する書面又は電磁的記録の案が適切であると認めるときは、当該書面又は電磁的記録の案に係る重要経済安保情報の指定の有効期間を満了させることについて承認するものとする。

3 防衛大臣は、第1項第2号に規定する書面又は電磁的記録の案が適切であると認めるときは、当該書面又は電磁的記録の案に係る重要経済安保情報の指定の有効期間を延長するものとする。

（指定の解除）

第 15 条 重要経済安保情報の指定に際し、第 13 条第 1 項の規定に基づき書面又は電磁的記録の案を作成した重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報に指定されている情報が指定の要件を欠くに至ったため当該指定を解除する必要があると認めるときは、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録の案を作成し、防衛大臣に報告しなければならない。

(1) 対象情報

(2) 指定を解除する理由（指定の要件を欠いた時期を含む。）

(3) 指定年月日及び指定の整理番号

(4) 前 3 号に掲げるもののほか必要な事項

2 防衛大臣は、前項に規定する書面又は電磁的記録の案が適切であると認めるときは、当該書面又は電磁的記録の案に係る重要経済安保情報の指定を解除するものとする。

第 2 節 重要経済安保情報管理者が講ずる措置

（指定等の記載又は記録）

第 1 6 条 重要経済安保情報の指定に際し、第 1 3 条第 1 項の規定に基づき書面又は電磁的記録の案を作成した重要経済安保情報管理者は、防衛大臣による重要経済安保情報の指定に係る状況を整理するための帳簿に必要な事項を記載し、又は記録するものとする。

2 前項に規定する重要経済安保情報管理者は、指定年月日及び第 1 3 条第 1 項各号に掲げる事項を、防衛政策局長に通知するものとし、当該通知を受けた防衛政策局長は、重要経済安保情報指定管理簿（施行令第 3 条に規定する重要経済安保情報指定管理簿をいう。以下同じ。）に必要な事項を記載し、又は記録するものとする。

3 指定の有効期間の満了若しくは延長又は指定の解除に際し、第 1 4 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は前条第 1 項の規定に基づき書面又は電磁的記録の案を作成した重要経済安保情報管理者は、第 1 項に規定する帳簿に必要な事項を記載し、又は記録するものとする。

4 前項に規定する重要経済安保情報管理者は、防衛大臣が指定の有効期間の延長又は指定の解除を行った年月日

及び第 14 条第 1 項各号又は前条各号に掲げる事項を、
防衛政策局長に通知するものとし、防衛政策局長は、重
要経済安保情報指定管理簿に必要な事項を記載し、又は
記録するものとする。

- 5 第 1 項に規定する帳簿の様式は別に定めるものとし、
重要経済安保情報指定管理簿の様式は別記第 1 号様式の
とおりとする。

（重要経済安保情報の表示又は通知等）

第 17 条 重要経済安保情報の指定が行われたときは、第
13 条第 1 項の規定に基づき書面又は電磁的記録の案を
作成した重要経済安保情報管理者は、法第 3 条第 2 項第
1 号及び施行令第 4 条の規定に基づき、当該重要経済安
保情報である情報を記録した重要経済安保情報文書等に
重要経済安保情報の表示（電磁的記録にあつては、当該
表示の記録を含む。）をするものとする。ただし、重要
経済安保情報である情報の性質上重要経済安保情報の表
示（電磁的記録にあつては、当該表示の記録を含む。）
が困難であるときは、当該重要経済安保情報に係る重要

経済安保情報取扱職員に対し、法第3条第2項第2号及び施行令第5条の規定に基づき、必要な事項を記載した書面の交付（当該書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合にあっては、当該電磁的記録の電子情報処理組織（当該交付をすべき者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該交付を受けべき者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法による提供。以下同じ。）により通知するものとする。

- 2 指定の有効期間の満了若しくは延長又は指定の解除に際し、第14条第1項第1号若しくは第2号又は第15条第1項の規定に基づき書面又は電磁的記録の案を作成した重要経済安保情報管理者は、指定の有効期間が満了したとき、指定の有効期間が延長されたとき、又は指定が解除されたときは、前項ただし書の規定による通知を受けた重要経済安保情報取扱職員に対し、施行令第7条第1項第2号、第8条第1号又は第10条第1項第2号

の規定に基づき、必要な事項を記載した書面の交付により通知するものとする。

3 第1項ただし書及び前項の規定に基づき通知を行う場合において、当該通知を行う重要経済安保情報管理者が重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する機関等以外の機関等に属する重要経済安保情報取扱職員に対して行うときは、当該重要経済安保情報取扱職員が属する機関等の重要経済安保情報管理者を通じて行うものとする。

4 第1項ただし書の規定に基づき通知を行った場合において、当該通知を行った重要経済安保情報管理者又は第1項ただし書の規定による通知を受けた重要経済安保情報管理者が重要経済安保情報の表示（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。以下同じ。）の措置を講じたときは、当該通知を行った重要経済安保情報管理者又は当該通知を受けた重要経済安保情報管理者は、防衛政策局長に対し、この旨を通知するものとする。

（指定等の周知）

第 18 条 重要経済安保情報の指定が行われたときは、第

13 条第 1 項の規定に基づき書面又は電磁的記録の案を作成した重要経済安保情報管理者は、指定年月日及び指定の整理番号並びに第 13 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項その他の必要と認める事項を、当該重要経済安保情報に係る重要経済安保情報取扱職員に対し、書面の交付により周知するものとする。

2 前項の規定に基づき、重要経済安保情報の指定に係る周知を受けた重要経済安保情報管理者は、当該重要経済安保情報である情報に係る重要経済安保情報文書等があるときは、前条第 1 項の例により、当該重要経済安保情報文書等に重要経済安保情報の表示をする。

3 指定の有効期間の満了若しくは延長又は指定の解除に際し、第 14 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 15 条第 1 項の規定に基づき書面又は電磁的記録の案を作成した重要経済安保情報管理者は、指定の有効期間が満了したとき、指定の有効期間が延長されたとき、又は指定が解除されたときは、当該重要経済安保情報に係る重要

経済安保情報取扱職員に対し、必要な事項を記載した書面の交付により周知するものとする。

4 第1項及び前項の規定に基づき周知する場合において、当該周知を行う重要経済安保情報管理者が重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する機関等以外の機関等に属する重要経済安保情報取扱職員に対して行うときは、当該重要経済安保情報取扱職員が属する機関等の重要経済安保情報管理者を通じて行うものとする。

5 第1項又は第3項の周知を受けた重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報の取扱いの業務を管理するための帳簿に必要な事項を記載し、又は記録するものとする。

6 前項に規定する帳簿の様式は、別に定める。

7 法第4条第4項に規定する内閣の承認が得られなかったため、重要経済安保情報の指定の有効期間が満了したときは、第3項の規定に基づき周知する際に、当該重要経済安保情報であった情報を記録した文書、図画又は電磁的記録が含まれる行政文書ファイル等について、法第

4 条第 6 項の規定に基づき、その保存期間が満了した後、独立行政法人国立公文書館に移管しなければならないことを重要経済安保情報の取扱いの業務を行うこととされていた職員に認識させ、確実に移管するよう徹底を図らなければならない。

(指定の理由の点検等)

第 19 条 重要経済安保情報の指定に際し、第 13 条第 1 項の規定に基づき書面又は電磁的記録の案を作成した重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報の秘匿の必要性をめぐる状況の変化の有無等についての点検を年 1 回以上実施しなければならない。

2 重要経済安保情報管理者は、前項の規定に基づき点検をしたときは、その実施年月日及び当該点検において判明した状況等の変化を記載し、又は記録するとともに、その判明した状況等の変化を踏まえ、指定に係る情報の範囲の見直し及び指定の解除に係る事務を行うなど、適切な措置を講ずるものとする。

3 前項の規定に基づき講ずる措置のほか、重要経済安保

情報管理者は、秘匿の必要性をめぐる状況の変化等が生じたと認める場合には、前項の規定に準じて適切な措置を講ずるものとする。

- 4 第2項の規定に基づき記載し、又は記録を行うための帳簿の様式は、別に定める。

第4章 重要経済安保情報文書等の作成等

第1節 作成

(作成)

- 第20条 重要経済安保情報文書等を作成（複製を含む。

以下同じ。）するときは、あらかじめ、重要経済安保情報管理者の承認を得るものとする。

- 2 重要経済安保情報文書等を作成するときには、重要経済安保情報管理者又はその指名する者の立会いの下で行わなければならない。ただし、真にやむを得ない場合で、重要経済安保情報管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

- 3 重要経済安保情報である情報を記録する文書、図画又は電磁的記録を作成したときは、法、施行令及び運用基

準並びに公文書等の管理に関する法律（平成 2 1 年法律第 6 6 号。これに基づく命令を含む。）の規定に従い、行政文書ファイル管理簿への記載等の措置を適切に講ずるものとする。

- 4 重要経済安保情報である情報を記録又は化体する物件を作成するときは、廃棄の条件を定めるものとする。

（作成の記載等）

第 2 1 条 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報文書等の作成を承認したときは、重要経済安保情報文書等を管理するための番号を付した上で、当該番号、廃棄の条件その他の重要経済安保情報文書等を管理するために必要な事項を重要経済安保情報管理者が定める帳簿に記載するとともに、当該重要経済安保情報文書等に表示するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、重要経済安保情報文書等の性質上同項に規定する表示をすることが困難であるときは、重要経済安保情報管理者の定める書面又は電磁的記録により管理することができる。

- 3 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報の指定の有効期間が満了したとき、又は指定が解除されたときは、施行令第7条第1項第1号又は第10条第1項第1号に掲げる措置を講ずるとともに、第1項に規定する帳簿に有効期間が満了し、又は指定が解除された旨を記載するものとする。

第2節 運搬、交付及び伝達

(運搬)

- 第22条 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報文書等を他の重要経済安保情報の取扱い場所に運搬する必要が生じた場合であって、第5条第2項の規定に基づき運搬の業務を行わせることができる職員として指名した重要経済安保情報保護業務担当者以外の者に運搬させる必要があるときは、当該重要経済安保情報文書等が記録又は化体する重要経済安保情報に係る重要経済安保情報取扱職員のうちから、当該重要経済安保情報文書等を運搬する者を指名し、運搬させるものとする。ただし、当該重要経済安保情報に指定された情報を知られること

ができないように措置を講じた場合であって、重要経済安保情報管理者の承認を得たときは、当該重要経済安保情報に係る重要経済安保情報取扱職員以外の者に運搬させることができる。

（運搬時の措置）

第 2 3 条 重要経済安保情報文書等を運搬するときは、収納物を外部から見ることをできないような運搬容器に重要経済安保情報文書等を収納して施錠するほか、重要経済安保情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

2 前条ただし書の規定に基づき重要経済安保情報文書等を運搬させる場合には、当該重要経済安保情報文書等を封筒若しくは包装を二重にして封かんし、又はコンテナその他の容器に収納して、施錠した上で行わせなければならない。この場合において、封筒、包装又はコンテナその他の容器は、収納物を外部から見ることをできない不透明質のものをを用いるものとする。

3 重要経済安保情報管理者は、前項の規定に基づき講ず

る措置のほか、運搬に必要な措置を講ずることができる。

(交付)

第24条 重要経済安保情報文書等を交付するとき（本省職員に対して交付するときに限る。以下この章において同じ。）は、あらかじめ、重要経済安保情報管理者の承認を得るものとする。

2 前項の規定による承認は、第20条第1項に規定する承認と同時に得ることができる。

3 第1項の規定による承認を得ようとする者は、あらかじめ、交付の相手方が、交付しようとする重要経済安保情報文書等が記録又は化体する重要経済安保情報に係る重要経済安保情報取扱職員であることを確認するものとする。

4 前項の規定による確認を行う際には、重要経済安保情報の概要を用いて確認するなど、重要経済安保情報が漏えいすることのないよう留意して行わなければならない。

- 5 重要経済安保情報文書等の交付を受けた者は、当該重要経済安保情報文書等における欠落その他の異状の有無を確認するものとする。
- 6 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報文書等の交付について、重要経済安保情報管理者が定める帳簿に必要な事項を記載するものとする。
- 7 重要経済安保情報管理者は、第1項に規定する交付の承認の際に、交付しようとする重要経済安保情報文書等を期限（当該重要経済安保情報文書等が文書、図画又は電磁的記録である場合は、その保存期間が満了する日までの日に限る。）までに返却することを条件として付すことができる。
- 8 前項に規定する条件が付された重要経済安保情報文書等の交付を受けた重要経済安保情報取扱職員は、当該条件に応じることが困難となったときは、重要経済安保情報管理者を通じてその理由を交付元の重要経済安保情報管理者に通報した上で、当該重要経済安保情報文書等を返却しないことにつき同意を得るとともに、当該重要経

済安保情報文書等が文書、図画又は電磁的記録である場合は、その保存期間満了後の措置及びその措置の実施結果について通報するものとする。

（交付の方法）

第 2 5 条 前条の規定による交付は、第 1 1 条に規定する電子計算機を用いた重要経済安保情報電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法で行うことができる。ただし、当該方法で行う場合には、所定の暗号を用いるなど必要な保護措置を講じなければならない。

（伝達）

第 2 6 条 重要経済安保情報を伝達するとき（本省職員に対して伝達するときに限る。以下この章において同じ。）は、あらかじめ、重要経済安保情報管理者の承認を得るものとする。

2 前項の規定による承認を得ようとする者は、あらかじめ、伝達の相手方が、伝達しようとする重要経済安保情報に係る重要経済安保情報取扱職員であることを確認するものとする。

3 前項の規定による確認を行う際には、重要経済安保情報の概要を用いて確認するなど、重要経済安保情報が漏えいすることのないよう留意して行わなければならない。

（伝達の方法）

第27条 前条の規定による伝達は、必要な保護措置を講じた上で、口頭、電話、閲覧その他の方法で行うことができる。

第3節 保管等

（保管等）

第28条 重要経済安保情報管理者は、保有する重要経済安保情報文書等を、この訓令に規定する保護措置を講じた上で、適切な保管容器又は施設設備で保管しなければならない。

2 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報文書等の取扱いの経過を明確にするため、重要経済安保情報管理者の定める帳簿に、閲覧の履歴その他の取扱いの経過について記載するものとする。ただし、職務の性質上当

該重要経済安保情報文書等を恒常的に取り扱うことが明らかかな者として重要経済安保情報管理者が認める職員については、当該帳簿への記載を省略することができる。

第4節 廃棄その他の取扱い

(廃棄)

第29条 重要経済安保情報文書等を廃棄するときは、当該重要経済安保情報文書等を保管する重要経済安保情報管理者の承認を得た上で行わなければならない。

2 廃棄しようとする重要経済安保情報文書等が文書、図画又は電磁的記録である場合は、内閣府独立公文書管理監による当該重要経済安保情報文書等が含まれる行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置についての検証・監察において、廃棄と設定した保存期間満了時の措置は妥当との通知を受けるとともに、防衛省行政文書管理規則第25条に規定する手続を行った上で、前項の重要経済安保情報管理者の承認を得て廃棄しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、指定の有効期間が通じて

30年を超える重要経済安保情報である情報を記録する文書、図画又は電磁的記録のうち、当該指定の有効期間内に作成したものを廃棄してはならない。

4 重要経済安保情報文書等の廃棄は、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により確実に行うものとする。

5 重要経済安保情報文書等の廃棄は、当該重要経済安保情報文書等が記録又は化体する重要経済安保情報に係る重要経済安保情報取扱職員が2名以上で行うものとする。

6 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報文書等が廃棄されたときには、重要経済安保情報管理者が定める帳簿に必要な事項を記載するものとする。

（緊急の事態に際しての廃棄）

第30条 重要経済安保情報文書等を保管し、又は所持する職員は、前条第1項から第3項までの規定にかかわらず、重要経済安保情報文書等の奪取その他重要経済安保情報の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏

えいを防止するため他に適当な手段がないと認められるときは、焼却、破砕、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により当該重要経済安保情報文書等を廃棄することができる。

2 前項の規定に基づき廃棄をしようとするときは、あらかじめ、当該重要経済安保情報文書等を管理する重要経済安保情報管理者を通じ、防衛大臣の承認を得なければならない。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、廃棄後速やかにその旨を当該重要経済安保情報管理者を通じ、防衛大臣に報告するものとする。

3 前項の重要経済安保情報管理者は、第1項の規定に基づき重要経済安保情報文書等を廃棄したときは、当該重要経済安保情報文書等の概要、同項の要件に該当すると認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、防衛大臣に報告するものとする。

4 第1項の規定に基づき廃棄した重要経済安保情報文書等が第24条第7項の規定により返却することを条件と

して交付を受けたものである場合において、前項の報告を行った重要経済安保情報管理者は、同項に規定する書面又は電磁的記録を添えて、当該条件を付した重要経済安保情報管理者に通知しなければならない。

5 防衛大臣は、第3項の規定に基づき重要経済安保情報管理者から報告を受けた事項を、重要経済安保情報保護活用委員会及び内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

6 重要経済安保情報文書等の緊急の事態に際しての廃棄の記載は、前条第6項の規定を準用する。

（保存期間の延長）

第31条 重要経済安保情報管理者は、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第9条第1項各号に該当する重要経済安保情報である情報を記録する文書、図画又は電磁的記録については、その保存期間が延長されるよう適切な措置を講ずるものとする。

第5節 検査

（定期検査及び臨時検査）

第 3 2 条 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報の保護の状況について、定期検査を年 2 回以上実施しなければならない。

2 重要経済安保情報管理者は、前項の規定による定期検査のほか、必要があると認めるときは、重要経済安保情報の保護の状況について臨時検査を行うことができる。

3 前 2 項の規定による検査は、重要経済安保情報の取扱いの業務を行うこととされた職員の中から、重要経済安保情報管理者が指名した者に行わせることができる。

4 第 1 項及び第 2 項の規定による検査は、帳簿の記載又は記録と実際に保管されている重要経済安保情報文書等を突合するほか、この訓令で規定する措置が確実に行われていることの確認を中心に行うものとする。

(引継時の点検)

第 3 3 条 重要経済安保情報管理者は、第 5 条第 3 項の規定に基づき重要経済安保情報保護業務担当者の業務を総括することとされた責任者が人事異動等により交代したときは、確実に事務の引継ぎを行わせ、その状況を点検

するものとする。

(適性評価の状況の検査)

第34条 防衛大臣は、機関等における適性評価の状況について、定期検査を年1回以上実施するものとする。

2 防衛大臣は、前項の定期検査のほか、必要があると認めるときは、適性評価の状況を臨時に検査できるものとする。

第5章 他の行政機関への交付等

第1節 他の行政機関への交付等

(他の行政機関への交付又は伝達)

第35条 重要経済安保情報管理者は、法第6条第1項の規定に基づき、他の行政機関に重要経済安保情報である情報を利用させる必要があると認め、重要経済安保情報文書等を交付し、又は重要経済安保情報を伝達するときは、あらかじめ防衛大臣の承認を得なければならない。

2 前項の規定による承認は、法第6条第2項に規定する協議をした後でなければ行わない。

3 他の行政機関に対して重要経済安保情報文書等を交付

し、又は重要経済安保情報を伝達する場合において、交付する重要経済安保情報文書等が記録若しくは化体する重要経済安保情報又は伝達する重要経済安保情報を、当該他の行政機関以外の行政機関の長が指定しているとき（当該記録若しくは化体する重要経済安保情報又は伝達する重要経済安保情報が、防衛大臣が指定し、当該行政機関に利用させているものである場合を除く。）は、あらかじめ、当該行政機関の長の同意を得なければならない。

4 他の行政機関に対して重要経済安保情報文書等を交付し、又は重要経済安保情報を伝達する場合において、交付又は伝達の相手方は、法第6条第2項に規定する協議に基づいて他の行政機関において、交付する重要経済安保情報文書等が記録若しくは化体する重要経済安保情報又は伝達する重要経済安保情報の取扱いの業務を行うこととされた者でなければならない。

5 他の行政機関に対して重要経済安保情報文書等を交付し、又は重要経済安保情報を伝達する場合においては、

必要に応じ、第 18 条の規定の例により重要経済安保情報の指定等に係る周知を重要経済安保情報管理者が行うほか、交付する重要経済安保情報文書等が記録若しくは化体する重要経済安保情報又は伝達する重要経済安保情報の指定の有効期間が満了したとき、指定の有効期間が延長されたとき、又は指定が解除されたときの通知は、当該重要経済安保情報文書等を交付し、又は当該重要経済安保情報を伝達した重要経済安保情報管理者が行うものとする。

6 第 1 項の規定に基づき防衛大臣が承認した後に、他の行政機関に対して重要経済安保情報文書等を交付し、又は重要経済安保情報を伝達する手続については、第 22 条から第 27 条までの規定を準用する。

7 重要経済安保情報文書等を他の行政機関に対して交付した重要経済安保情報管理者は、当該重要経済安保情報文書等の保存期間が満了する前に当該重要経済安保情報文書等を回収するよう努めるものとする。

（他の行政機関から交付された重要経済安保情報文書等

又は伝達された重要経済安保情報の取扱い)

第 3 6 条 重要経済安保情報管理者は、法第 6 条第 1 項の規定に基づき、他の行政機関から重要経済安保情報文書等の交付又は重要経済安保情報の伝達を受けようとするときは、同条第 2 項に規定する協議が行われた後でなければならない。

2 他の行政機関から交付された重要経済安保情報文書等又は伝達された重要経済安保情報については、この訓令の規定に従って取り扱うものとする。ただし、法第 6 条第 2 項に規定する協議において、特段の定めをした場合は、これに従って取り扱わなければならない。

第 2 節 適合事業者への交付等

(適合事業者への交付又は伝達)

第 3 7 条 物件の製造又は役務の提供を業とする者（以下「事業者」という。）に重要経済安保情報である情報を利用させる特段の必要がある場合であって、当該事業者が適合事業者であると認められたときは、当該適合事業者との契約に基づき、重要経済安保情報文書等を交付し

、又は重要経済安保情報を伝達することができる。

2 重要経済安保情報管理者は、前項に規定する契約を締結しようとするときは、あらかじめ防衛大臣の承認を得なければならない。

3 前項の規定による承認を得た重要経済安保情報管理者は、当該承認に係る適合事業者との契約を行う契約担当官等にその旨を通知するものとする。

4 適合事業者に対して重要経済安保情報文書等を交付し、又は重要経済安保情報を伝達する場合において、交付する重要経済安保情報文書等が記録若しくは化体する重要経済安保情報又は伝達する重要経済安保情報を、他の行政機関の長が指定しているとき（当該記録若しくは化体する重要経済安保情報又は伝達する重要経済安保情報が、防衛大臣が指定し、他の行政機関に利用させているものである場合を除く。）は、あらかじめ、当該他の行政機関の長の同意を得なければならない。

5 適合事業者に対して重要経済安保情報文書等を交付し、又は重要経済安保情報を伝達する場合において、交付

又は伝達の相手方は、法第11条の規定に基づき重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされている者であって、第39条第1項に規定する特約条項に基づき、当該適合事業者において、交付する重要経済安保情報文書等が記録若しくは化体する重要経済安保情報又は伝達する重要経済安保情報の取扱いの業務を行うこととされた者でなければならない。

- 6 適合事業者に対して重要経済安保情報文書等を交付し、又は重要経済安保情報を伝達する場合には、必要に応じ、第18条の規定の例により重要経済安保情報の指定等に係る周知を重要経済安保情報管理者が行うほか、交付する重要経済安保情報文書等が記録若しくは化体する重要経済安保情報又は伝達する重要経済安保情報の指定の有効期間が満了したとき、指定の有効期間が延長されたとき、又は指定が解除されたときの通知は、当該適合事業者との契約に基づき重要経済安保情報文書等を交付し、又は重要経済安保情報を伝達した重要経済安保情報管理者が行うものとする。

7 適合事業者に対し、重要経済安保情報文書等を交付し、又は重要経済安保情報を伝達する手続については、第22条から第27条までの規定を準用する。

(審査)

第38条 事業者から法第10条第1項に規定する基準に適合しているか否かの審査（以下単に「審査」という。

）の申込みがあったときは、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長若しくは航空幕僚長（以下この条及び第73条において「幕僚長」という。）又は情報本部長は、別に定める審査基準に従い当該審査を行うものとする。

2 審査は、事業者から施行令第13条に規定する規程を記載した書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）の提出を得て行うものとする。

3 幕僚長又は情報本部長は、審査を行うために必要な事業者からの審査の申込み、提出される書面の受取その他の手続の処理要領及び第1項に規定する審査基準に従って審査を実施するための要領を定め、防衛大臣に報告す

るものとする。

4 幕僚長又は情報本部長は、審査の結果を防衛大臣に報告するとともに、書面を提出した事業者に対し、当該審査の結果を通知するものとする。

5 防衛大臣は、前各項の規定にかかわらず、幕僚長又は情報本部長に審査を行わせることができないときは、幕僚長又は情報本部長以外の重要経済安保情報管理者を指名して、当該審査を行わせるものとする。この場合において、第1項中「統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長若しくは航空幕僚長（以下この条及び第73条において「幕僚長」という。）」とあり、並びに第3項及び前項中「幕僚長又は情報本部長」とあるのは、「防衛大臣が指名する重要経済安保情報管理者」と読み替えるものとする。

（適合事業者との契約）

第39条 契約担当官等は、適合事業者との間で、重要経済安保情報文書等の交付又は重要経済安保情報の伝達に係る契約を締結するときは、重要経済安保情報の保護措

置として特約条項を当該契約に付すものとする。

2 前項に規定する特約条項は、別に定めるものを基準とする。

3 契約担当官等は、適合事業者との間で、第1項に規定する契約を締結したときは、第37条第2項に規定する承認を得た重要経済安保情報管理者にその旨を通報するものとする。

4 適合事業者に交付した重要経済安保情報文書等は、契約の完了時に当該重要経済安保情報文書等を交付した重要経済安保情報管理者が回収することを原則とする。

5 契約担当官等は、適合事業者との契約において、当該適合事業者から下請負者の使用の申請があった場合であって、当該下請負者に重要経済安保情報文書等を交付し、又は重要経済安保情報を伝達する必要があると認めるときは、当該下請負者との間で、第37条及び前条の規定に基づく手続が行われた場合に限り、これを許可することができる。ただし、本省と当該下請負者の間で第1項に規定する特約条項を付した契約を締結した後でなけ

れば、当該下請負者に対して重要経済安保情報文書等を交付し、又は重要経済安保情報を伝達してはならない。

第3節 外国政府等への交付等

(外国政府等への交付又は伝達)

第40条 重要経済安保情報管理者は、法第8条の規定に基づき、外国政府等に対して重要経済安保情報文書等を交付し、又は重要経済安保情報を伝達するときは、あらかじめ防衛大臣の承認を得なければならない。

2 外国政府等に対して重要経済安保情報文書等を交付し、又は重要経済安保情報を伝達するときは、あらかじめ、当該外国政府等が、法第5条第1項、法第11条その他の規定に基づき行政機関が講ずることとされる保護措置に相当する措置を講ずることを確認しなければならない。

3 外国政府等に対して重要経済安保情報文書等を交付し、又は重要経済安保情報を伝達する場合において、交付する重要経済安保情報文書等が記録若しくは化体する重要経済安保情報又は伝達する重要経済安保情報を、他の

行政機関の長が指定しているとき（当該記録若しくは化体する重要経済安保情報又は伝達する重要経済安保情報が、防衛大臣が指定し、他の行政機関に利用させているものである場合を除く。）は、あらかじめ、当該他の行政機関の長の同意を得なければならない。

4 外国政府等に対して重要経済安保情報文書等を交付し、又は重要経済安保情報を伝達する場合においては、必要に応じ、第18条の規定の例により重要経済安保情報の指定に係る周知を重要経済安保情報管理者が行うほか、交付する重要経済安保情報文書等が記録若しくは化体する重要経済安保情報又は伝達する重要経済安保情報の指定の有効期間が満了したとき、指定の有効期間が延長されたとき、又は指定が解除されたときの通知は、当該重要経済安保情報文書等を交付し、又は当該重要経済安保情報を伝達した重要経済安保情報管理者が行うものとする。

5 第1項の規定に基づき防衛大臣が承認した後に、外国政府等に対して重要経済安保情報文書等を交付し、又は

重要経済安保情報を伝達する手続については、第 22 条から第 27 条までの規定を準用する。

第 4 節 その他公益上の必要による交付等

(その他公益上の必要による交付又は伝達)

第 41 条 重要経済安保情報管理者は、法第 9 条の規定に基づき、同条第 1 項各号に掲げる場合に重要経済安保情報文書等を交付し、又は重要経済安保情報を伝達するときは、あらかじめ防衛大臣の承認を得なければならない。ただし、同項第 1 号に掲げる場合にあっては、防衛大臣は、関係法令の規定するところにより、必要な措置が講じられ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたときに限り、当該承認を行うものとする。

2 法第 9 条第 1 項各号に掲げる者に対して重要経済安保情報文書等を交付し、又は重要経済安保情報を伝達する場合においては、必要に応じ、第 18 条の規定の例により重要経済安保情報の指定等に係る周知を重要経済安保情報管理者が行うほか、交付する重要経済安保情報文書

等が記録若しくは化体する重要経済安保情報又は伝達する重要経済安保情報の指定の有効期間が満了したとき、指定の有効期間が延長されたとき、又は指定が解除されたときの通知は、当該重要経済安保情報文書等を交付し、又は当該重要経済安保情報を伝達した重要経済安保情報管理者が行うものとする。

- 3 第1項の規定に基づき防衛大臣が承認した後に、法第9条第1項各号に掲げる者に対して重要経済安保情報文書等を交付し、又は重要経済安保情報を伝達する手続については、第22条から第27条までの規定を準用する。

第6章 適性評価

第1節 通則

(通則)

第42条 適性評価に関しては、法、施行令及び運用基準に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

- 2 特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号。以下「特定秘密適

性評価訓令」という。)第3条及び第4条の規定は、重要経済安保情報の取扱いに関する適性評価について準用する。この場合において、同訓令第3条の規定中「第5条、第6条、第35条及び第36条」とあるのは「重要経済安保情報の保護に関する訓令第44条から第47条まで」と、「法第12条第4項」とあるのは「法第12条第6項」と、「苦情の申出」とあるのは「苦情の申出又は相談」と、同訓令第4条の規定中「特定秘密」とあるのは「重要経済安保情報」と読み替えるものとする。

第2節 適性評価の実施等

(適性評価の実施)

第43条 適性評価の実施については、特定秘密適性評価訓令第2章(第7条第1項ただし書、第18条の2、第20条及び第5節を除く。)及び第3章(第37条第3項ただし書、第44条の2及び第5節を除く。)の例によるほか、この節に定めるところによる。

(適性評価実施責任者)

第44条 本省職員に対する適性評価について、適性評価

の実施に関する事務を総括する者（以下「適性評価実施責任者」という。）は、次の表の左欄に掲げる本省職員及び中欄に掲げる適合事業者の従業者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる者とする。

	本省職員	適合事業者の従業者	適性評価実施責任者
1	防衛大臣補佐官等並びに内部部局において勤務する書記官、部員及び事務官等	内部部局の契約相手方（法第10条第1項及び第2項に基づく契約を締結したことで等により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことが見込まれることとなった適合事業者をいう。以下この表及び第58条において同じ。）の従業者	防衛政策局長

2	統合幕僚監部、 統合作戦司令部 及び自衛隊サイ バー防衛隊にお いて勤務する事 務官等	統合幕僚監部及び共 同の部隊の契約相手 方の従業者	統合幕僚長
3	陸上自衛官及び 陸上自衛隊（自 衛隊情報保全隊 及び自衛隊海上 輸送群並びに自 衛隊体育学校、 自衛隊中央病院 、陸上幕僚長の 監督を受ける自 衛隊地区病院及 び自衛隊地方協 力本部を含む。	陸上自衛隊の契約相 手方の従業者	陸上幕僚長

	以下同じ。) において勤務する事務官等		
4	海上自衛官及び海上自衛隊（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。以下同じ。）において勤務する事務官等	海上自衛隊の契約相手方の従業者	海上幕僚長
5	航空自衛官及び航空自衛隊（航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。以下同じ。）において勤務する事務官等	航空自衛隊の契約相手方の従業者	航空幕僚長

	る事務官等		
6	防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部、防衛監察本部及び地方防衛局において勤務する事務官等	防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部、防衛監察本部及び地方防衛局の契約相手方の従業者	防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部、防衛監察本部及び地方防衛局の長

（適性評価実施担当者）

第45条 適性評価実施責任者は、重要経済安保情報の保護に関する事務を所掌する部署に所属する者の中から、本省職員及び適合事業者の従業者に対する適性評価について、適性評価実施担当者を指名するものとする。

（適性評価調査実施責任者）

第46条 法第12条第4項ただし書の規定により実施する適性評価の調査に関する事務を総括する者（以下「適性評価調査実施責任者」という。）は、第44条に規定

する適性評価実施責任者をもって充てる。

(適性評価調査実施担当者)

第47条 適性評価の調査の実施に必要な事務を行う者（以下「適性評価調査実施担当者」という。）は、第45条に規定する適性評価実施担当者をもって充てる。

(候補者名簿への登載を要しない者)

第48条 重要経済安保情報管理者は、次に該当する者については、候補者名簿に登載しないことができる。

(1) 法第13条第1項に規定する適性評価の結果の通知の日から本省における勤務を本務として継続している者又は当該適合事業者において勤務を継続している者のうち、当該通知の日から10年を経過していない者（法第12条第1項第3号に掲げる者を除く。）

(2) 特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第13条第1項に規定する適性評価の結果の通知の日から本省における勤務を本務として継続している者又は当該適合事業者において勤務を継続している者のうち、当該通知の日から5年を経過していない

者（同法第 12 条第 1 項第 3 号に掲げる者を除く。）

（名簿等の様式）

第 49 条 重要経済安保情報管理者から適性評価実施責任者に対して提出する本省職員の候補者名簿は、別記第 2 号様式（以下「候補者名簿（行政機関の職員）」という。）を用いるものとする。

2 重要経済安保情報管理者から適性評価実施責任者に対して提出する適合事業者の従業者の候補者名簿は、別記第 3 号様式（以下「候補者名簿（適合事業者の従業者）」という。）を用いるものとする。

3 候補者名簿に登載することを要しないと認める従業者がいるときの適合事業者に対する通知は、別記第 4 号様式を用いるものとする。

4 防衛大臣の承認又は不承認についての適性評価実施責任者から重要経済安保情報管理者に対する通知は、候補者名簿（行政機関の職員）若しくは候補者名簿（適合事業者の従業者）に必要事項を記載し、又は記録したものを添付した別記第 5 号様式を用いるものとする。

5 防衛大臣の承認又は不承認についての重要経済安保情報管理者から適合事業者に対する通知は、前項の通知において添付された候補者名簿（適合事業者の従業者）を添付した別記第6号様式を用いるものとする。

（評価対象者に対する告知等の様式）

第50条 法第12条第3項に規定する評価対象者に対する告知は別記第7号様式、同項に規定する適性評価を実施することについての評価対象者の同意は別記第8号様式（以下「実施同意書」という。）及び別記第9号様式（以下「照会等同意書」という。）、不同意については別記第10号様式、同意の取下げについては別記第11号様式をそれぞれ用いるものとする。ただし、法第12条第7項の適用を受けた場合は、適性評価を実施することについての同意は別記第12号様式（以下「実施同意書（第12条第7項）」という。）、不同意については別記第13号様式、同意の取下げは別記第14号様式をそれぞれ用いるものとする。

（内閣総理大臣への適性評価調査を行うこと等の求め）

第 5 1 条 適性評価実施責任者は、評価対象者から実施同意書の提出があった場合には、内閣府の適性評価調査責任者に対し、当該評価対象者の実施同意書及び照会等同意書の写し等の必要な資料を添えて、別記第 1 5 号様式により、適性評価調査を行うことを求めるものとする。

2 適性評価実施責任者は、実施同意書（第 1 2 条第 7 項）を提出した評価対象者が直近他機関適性評価（法第 1 2 条第 7 項に規定する直近他機関適性評価をいう。）において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者である場合には、前項の規定にかかわらず、内閣府の適性評価調査実施責任者に対し、別記第 1 6 号様式により、当該直近他機関適性評価において行われた適性評価調査の結果を通知するよう求めるものとする。

（防衛大臣による適性評価調査の実施）

第 5 2 条 適性評価実施責任者は、前条第 1 項の場合において、防衛省本省の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、適性評

価調査実施責任者及び適性評価調査実施担当者に適性評価調査を行わせるものとする。

（質問票等の様式）

第 5 3 条 適性評価の調査に当たり、質問票（適性評価）については別記第 1 7 号様式、調査票（適性評価）については別記第 1 8 号様式、適性評価のための照会書は別記第 1 9 号様式、適性評価調査実施担当者証は別記第 2 0 号様式をそれぞれ用いるものとする。

（評価に係る考え方）

第 5 4 条 評価を行うに当たっては、運用基準第 4 章第 2 節第 6 項に規定する評価の基本的な考え方に従い、同項第 2 号に掲げる要素を考慮するものとする。

（内閣総理大臣への結果等の通知）

第 5 5 条 適性評価実施責任者は、第 5 1 条第 1 項又は第 2 項の規定により内閣府の適性評価調査実施責任者に対し適性評価調査を行うこと又は当該直近他機関適性評価において行われた適性評価調査の結果を通知するよう求めた場合であって、評価対象者から同意の取下書の提出

があったとき又は防衛大臣が評価対象者について適性評価を中止したときは、内閣府の適性評価調査実施責任者に対し、その旨を通知するものとする。

- 2 適性評価実施責任者は、防衛大臣が適性評価を実施したときは、内閣府の適性評価調査実施責任者に対し、当該適性評価の結果を通知するものとする。

（適性評価の結果等の通知の様式）

第56条 評価対象者から不同意の申出若しくは同意の取下書の提出があったとき又は防衛大臣が評価対象者について適性評価を実施したときの重要経済安保情報管理者に対する通知は、別記第21号様式を用いるものとする。

- 2 前条に定める内閣府の適性評価調査実施責任者に対する通知は、別記第22号様式を用いるものとする。
- 3 適性評価を実施したとき又は適性評価の手続を中止したとき（評価対象者から同意の取下書の提出があったときを含む。）の評価対象者に対する通知は、別記第23号様式を用いるものとする。

4 評価対象者から不同意の申出があったとき又は適性評価の手続を中止したとき（評価対象者から同意の取下書の提出があったときを含む。）又は防衛大臣が評価対象者について適性評価を実施したときの適合事業者に対する通知は、別記第24号様式を用いるものとする。この場合において、当該通知に係る従業者が派遣労働者であるときは、当該通知の内容を、当該従業者を雇用する事業主に通知するよう当該適合事業者を求めるものとする。

5 適性評価の結果を通知する際に評価対象者に提出を求める誓約書は、別記第25号様式を用いるものとする。

（適性評価実施後の確認）

第57条 重要経済安保情報管理者は、適性評価実施後に重要経済安保情報の取扱いの業務を行わないこととなった者が再び重要経済安保情報の取扱い業務を行うことが見込まれることとなった場合又は候補者名簿に登載しようとする者の適性評価に法第12条第7項の規定が適用される場合には、その者が重要経済安保情報を取り扱う

業務を行わなくなった日以降の次に掲げる事情の有無、
職歴及び学歴について確認するものとする。

- (1) 外国籍の者と結婚した場合その他外国との関係に大きな変化があったこと
- (2) 罪を犯して検挙されたこと
- (3) 懲戒処分の対象となる行為をしたこと
- (4) 情報の取扱いに関する規則に違反したこと
- (5) 違法な薬物の所持、使用など薬物の違法又は不適切な取扱いを行ったこと
- (6) 自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況に陥ったこと
- (7) 飲酒により、けんかなどの対人トラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたこと
- (8) 裁判所から給与の差押命令が送達されるなど経済的な問題を抱えていると疑われる状況に陥ったこと
- (9) 重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑義が生じたこと

第 3 節 苦情の申出とその処理

(苦情処理責任者の指名等)

第 5 8 条 適性評価について、苦情の処理に関する事務を総括する者（以下「苦情処理責任者」という。）及び苦情受理窓口は、次の表の本省職員の欄に掲げる本省職員及び適合事業者の従業者の欄に掲げる契約相手方の区分に応じ、それぞれ同表の苦情処理責任者の欄及び苦情処理窓口の欄に掲げるとおりとする。

	本省職員	適合事業者 の従業者	苦情処理 責任者	苦情受理 窓口
1	防衛大臣補 佐官等並び に内部部局 において勤 務する書記 官、部員及 び事務官等	内部部局の 契約相手方 の従業者	防衛政策 局長	防衛政策 局調査課
2	統合幕僚監部	統合幕僚監	統合幕僚	統合幕僚

	、統合作戦司令部及び自衛隊サイバー防衛隊において勤務する事務官等	部及びの部隊の契約相手方の従業者	長	監部総務部総務課
3	陸上自衛官及び陸上自衛隊において勤務する事務官等	陸上自衛隊の契約相手方の従業者	陸上幕僚長	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部情報課
4	海上自衛官及び海上自衛隊において勤務する事務官等	海上自衛隊の契約相手方の従業者	海上幕僚長	海上幕僚監部指揮通信情報部情報課
5	航空自衛官及び航空自衛隊	航空自衛隊の契約相手	航空幕僚長	航空幕僚監部運用

	において勤務 する事務官等	方の従業者		支援部・ 情報部情 報課
6	防衛大学校、 防衛医科大学 校、防衛研究 所、情報本部 、防衛監察本 部及び地方防 衛局において 勤務する事務 官等	防衛大学校 、防衛医科 大学校、防 衛研究所、 情報本部、 防衛監察本 部及び地方 防衛局の契 約相手方の 従業者	防衛大学 校、防衛 医科大学 校、防衛 研究所、 情報本部 、防衛監 察本部及 び地方防 衛局の長	重要経済 安保情報 の保護に 関する事 務を所掌 する部署

(苦情の申出とその処理)

第 5 9 条 苦情の申出等、処理の手續及び苦情処理結果の
通知等については、特定秘密適性評価訓令第 2 章第 5 節
(第 2 9 条を除く。) 及び第 3 章第 5 節の例によるほか
、次条及び第 6 1 条に定めるところによる。

(苦情処理結果の通知等の様式)

第60条 苦情申出者に対する苦情の処理の結果の通知は、別記第26号様式を用いるものとする。

(苦情の処理に関する特則)

第61条 苦情処理責任者は、苦情が内閣総理大臣による適性評価調査に関するものを含む場合には、その旨を内閣府の苦情処理責任者に通知するものとする。

2 苦情処理責任者は、内閣総理大臣による適性評価調査の手續等が法令若しくは運用基準の規定に違反し、又は適正を欠いていると認める場合には、内閣府の苦情処理責任者にその旨通知し、当該通知を受けた内閣府の苦情処理責任者が、内閣府の適性評価調査実施責任者に対し、その改善を求めるものとする。

3 苦情の処理の結果、適性評価実施責任者から改めて適性評価を実施する必要があると認める旨の通知を受けた重要経済安保情報管理者は、苦情申出者が適合事業者の従業者であるときは、当該適合事業者に対し、当該通知の内容を通知するとともに、苦情申出者が派遣労働者で

あるときは、当該通知の内容を、当該派遣労働者を雇用する事業主に通知するよう当該適合事業者を求めるものとする。

第4節 補則

（他の行政機関との協力）

第62条 防衛大臣は、適性評価の実施に関し、他の行政機関から求めがあった場合には必要な協力を行うものとする。

（適性評価の実施等への協力）

第63条 重要経済安保情報管理者は、適性評価に関する事務が円滑に行われるよう必要な協力を行うものとする。

第7章 雑則

（紛失その他の事故等が生じた場合の措置）

第64条 重要経済安保情報文書等の紛失若しくは破壊又は重要経済安保情報の漏えい（以下「紛失その他の事故」という。）が発生し、又は発生したおそれがあるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、速やかに、当

該各号に定める措置を講ずるものとする。

(1) 紛失その他の事故が発生し、又は発生したおそれがある重要経済安保情報に係る重要経済安保情報取扱職員 紛失その他の事故の被害の拡大を防ぐための状況に応じた保護措置（この条及び次条において「保護措置」という。）の実施及び重要経済安保情報管理者への報告

(2) 本省職員（前号に規定する重要経済安保情報取扱職員を除く。） 紛失その他の事故が発生し、又は発生したおそれがある重要経済安保情報に係る重要経済安保情報取扱職員又は重要経済安保情報管理者への報告

(3) 前2号に掲げる職員から、それぞれ当該各号に定める報告を受けた重要経済安保情報管理者 重要経済安保情報を保護する上で必要な措置（保護措置を含む。この条及び次条において同じ。）の実施及び紛失その他の事故に関する防衛大臣への報告

2 重要経済安保情報管理者は、前項第3号に定める防衛大臣への報告をした後、速やかに紛失その他の事故に係

る事実の調査を行い、かつ、重要経済安保情報を保護する上で必要な措置を引き続き講じ、当該調査の結果その他必要な事項を防衛大臣に報告しなければならない。

第65条 重要経済安保情報電磁的記録の取扱いが認められていない電子計算機での重要経済安保情報電磁的記録の取扱い、重要経済安保情報管理者の承認を得ない重要経済安保情報文書等の作成若しくは廃棄、重要経済安保情報文書等の適切な保管容器以外での保管又は装備品の誤操作による重要経済安保情報文書等の消失等紛失その他の事故に至らない重要経済安保情報文書等の不適切な取扱い（以下「不適切な取扱い」という。）が発生し、又は発生したおそれがあるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、速やかに、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 不適切な取扱いが発生し、又は発生したおそれがある重要経済安保情報に係る重要経済安保情報取扱職員
保護措置の実施及び重要経済安保情報管理者への報告

(2) 本省職員（前号に規定する重要経済安保情報取扱職員を除く。） 不適切な取扱いが発生し、又は発生したおそれがある重要経済安保情報に係る重要経済安保情報取扱職員又は重要経済安保情報管理者への報告

(3) 前2号に掲げる職員から、それぞれ当該各号に定める報告を受けた重要経済安保情報管理者 重要経済安保情報を保護する上で必要な措置の実施及び不適切な取扱いに関する防衛政策局長への報告

2 重要経済安保情報管理者は、前項第3号に定める防衛政策局長への報告をした後、速やかに不適切な取扱いに係る事実の調査を行い、かつ、重要経済安保情報を保護する上で必要な措置を引き続き講じ、当該調査の結果その他必要な事項を防衛政策局長に報告しなければならない。

3 防衛政策局長は、第1項第3号又は前項の報告を受けた場合は、重要と認められる事項について、防衛大臣に報告するものとする。

（重要経済安保情報保護活用委員会からの求めへの対応

)

第 6 6 条 防衛大臣は、運用基準第 6 章第 1 節の規定に基づき重要経済安保情報保護活用委員会が行う資料の提出若しくは説明又は報告の求めに対して、適切に対応しなければならない。

2 前項の重要経済安保情報保護活用委員会からの求めへの対応に係る事務を行う者は、防衛政策局長とする。

3 重要経済安保情報管理者及び適性評価実施責任者は、前項の規定に基づき防衛政策局長が行う事務について、必要な協力をしなければならない。

(内閣府独立公文書管理監による求めへの対応等)

第 6 7 条 防衛大臣は、運用基準第 6 章第 2 節及び第 3 節の規定に基づき内閣府独立公文書管理監が行う資料の提出若しくは説明の求め、実地調査又は是正の求めに対して、適切に対応しなければならない。

2 防衛大臣は、運用基準第 6 章第 2 節第 4 項の規定に基づき、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 第 1 6 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき重要経済

安保情報指定管理簿に必要な記録をしたときの内閣府
独立公文書管理監に対する当該重要経済安保情報指定
管理簿の写しの提出

- (2) 毎年1回行う内閣府独立公文書管理監に対する重要
経済安保情報行政文書ファイル等に関する次の事項の
報告

ア 名称

イ 保存場所

ウ 保存期間

エ 保存期間が満了したときの措置

- (3) 本省における重要経済安保情報の取扱いにおいて、
法、施行令又は運用基準に従って取り扱われていない
と認められる事由が生じたときの内閣府独立公文書管
理監への報告

3 第1項及び前項各号の規定に基づく措置に係る事務を
行う者は、防衛政策局長とする。

4 第2項各号の規定に基づく措置の実施に必要な事項は
、防衛政策局長が定める。

- 5 第1項の規定に基づく重要経済安保情報である情報を含む資料の提出又は説明は、第41条第1項に規定する承認の後でなければ行ってはならない。

（重要経済安保情報の指定等の適正に関する通報）

第68条 本省における運用基準第6章第3節第1項に規定する通報を受け付け、対応するための窓口（以下「通報窓口」という。）は、大臣官房文書課とする。

- 2 通報窓口は、通報した者に対し、その通報の内容に重要経済安保情報である情報が含まれないよう注意を促すなど、通報した者が重要経済安保情報を漏えいすることがないよう万全を期さなければならない。

- 3 通報窓口へ通報を行う者は、重要経済安保情報に関する情報を提供する際には、内容を要約して通報するなど、重要経済安保情報を漏えいしないようにしなければならない。

- 4 本省における通報の受付その他の対応については、防衛省本省における公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第49号）第2章

から第4章までの規定に準じて行うものとする。

- 5 運用基準第6章第3節第2項の規定に基づく通知その他の通報者との間で行う事務及び同号の規定に基づく報告その他の内閣府独立公文書管理監との間で行う事務は、通報窓口において行うものとする。

(報告)

第69条 重要経済安保情報管理者、適性評価実施責任者及び苦情処理責任者は、防衛大臣が運用基準第6章第4節第1項の規定に基づき重要経済安保情報保護活用委員会及び内閣府独立公文書管理監に対し報告するために必要な事項について、防衛大臣に報告するものとする。

- 2 防衛大臣は、前項の規定に基づき報告された事項を取りまとめ、重要経済安保情報保護活用委員会及び内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

- 3 前2項の規定を実施するために必要な事項は、防衛政策局長が定める。

(本省職員の義務)

第70条 本省職員は、重要経済安保情報に指定すべきと

考えられる情報を知ったときは、当該職員が属する機関等の重要経済安保情報管理者に通報するものとし、当該通報を受けた重要経済安保情報管理者は、必要に応じ、第13条の規定に基づき、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、必要な措置が講じられるまでの間の当該情報の取扱いについては、この訓令で定める保護措置に相当する措置を講ずるよう努めるものとする。

（協力）

第71条 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報の保護に関し、相互に協力するものとする。

（情報保護協定その他の取決めとの関係）

第72条 外国政府等との情報保護協定その他の取決めにより、その取扱いについての定めがされているときは、法、施行令、運用基準等に加え、当該情報保護協定その他の取決めに定められた取扱いを行うものとする。

（委任規定）

第73条 この訓令を実施するために必要な事項は、第8条第6項の規定に基づき防衛政策局長が定める要領、第

38条第3項の規定に基づき幕僚長又は情報本部長が定める要領（同条第5項に規定する場合にあっては、防衛大臣に指名された重要経済安保情報管理者が定める要領）、第6章に関する事項並びに第67条第4項及び第69条第3項の規定に基づき防衛政策局長が定める事項を除き、重要経済安保情報管理者が定める。

2 適性評価を実施するために必要な事項のうち、苦情処理に係る事項については苦情処理責任者が、苦情処理及び相談処理を除く適性評価調査に係る事項については適性評価調査実施責任者が、苦情処理、相談処理及び適性評価調査を除く事項については適性評価実施責任者がそれぞれ定める。

（施行等のための措置）

第74条 重要経済安保情報管理者（官房長及び局長に限る。）は、法及び施行令の施行及び運用基準の実施に当たり、防衛大臣が定めるところにより、必要な措置を講ずることができる。

附 則

この訓令は、令和 7 年 5 月 1 6 日から施行する。

重要經濟安保情報指定管理簿

[illegible]

候補者名簿（行政機関の職員）

重要経済安保情報管理者：

作成年月日：年 月 日

番号	ふりがな		生年月日				所属部署	役職名	法第12条第1項		法第12条第7項 該当の有無 （※1）	選定に当たって参考となる事項	承認の有無 （※2）
	氏	名	年号	年	月	日			該当する号	第3号に該当すると認められる理由			

（※1）法第12条第7項の該当の有無については、○か×を記載

（※2）適性評価実施部署において記載（承認が得られたものに○を、得られなかったものに×を記載）

候補者名簿（適合事業者の従業者）

適合事業者名：作成年月日：年 月 日

番号	ふりがな		生年月日			所属部署	役職名 (派遣労働者の場合は「派遣」と追記)	予定している業務内容 (派遣労働者の場合のみ記載)	法第12条第1項		法第12条第7項 該当の有無 (※1)	選定に当たって 参考となる事項 (※2)	承認の有無 (※3)
	氏	名	年号	年	月 日				該当する号	第3号に該当すると認められる理由			

(※1) 法第12条第7項の該当の有無については、○か×を記載
(※2) 候補者が適合事業者と雇用関係にある労働者でも適合事業者にも派遣されなかった派遣労働者でもない場合については、適合事業者との具体的な関係（求職中で採用予定、顧問弁護士として契約中等）を記載
(※3) 適性評価実施部署において記載（承認が得られたものに○を、得られなかったものに×を記載）

別記第4号様式（第49条関係）

年 月 日

（適合事業者）
様

（重要経済安保情報管理者）

適性評価に関する通知書（名簿への不登載）

以下の者については、適性評価実施責任者に提出する候補者名簿に登載しないこととしたため、「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」（令和7年1月31日閣議決定）第4章第2節2（1）②の規定により通知します。本通知の内容は、該当する者にそれぞれ通知してください。

【なお、本通知の内容を、以下の者を雇用する事業主に通知してください。
※当該従業者が派遣労働者である場合に追記】

ふりがな 氏名	生年月日	所属部署	派遣労働者（※）

（※）派遣労働者であるときは、○を記載すること。

<問合せ先>
防衛省（部局名）
住所
電話
電子メール

別記第5号様式（第49条関係）

年 月 日

（重要経済安保情報管理者）
殿

（適性評価実施責任者）

適性評価に関する通知書（行政機関の長の承認）

年 月 日付け候補者名簿〔（行政機関の職員）／（適合事業者の従業者）〕に登載されている者に関し、適性評価を実施することについての防衛大臣の承認は別添のとおりであるので、「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」（令和7年1月31日閣議決定）第4章第2節2（2）の規定により通知します。

別記第6号様式（第49条関係）

年 月 日

（適合事業者）

様

（重要経済安保情報管理者）

適性評価に関する通知書（行政機関の長の承認）

貴社の従業者に関し、適性評価を実施することについての防衛大臣の承認は別添のとおりであるので、「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」（令和7年1月31日閣議決定）第4章第2節2（2）の規定により通知します。

【なお、本通知の内容を、当該従業者を雇用する事業主に通知してください。※当該従業者が派遣労働者である場合に追記】

<問合せ先>

防衛省（部局名）

住所

電話

電子メール

年 月 日

様

防衛大臣

適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）

あなたは、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下「重要経済安保情報保護活用法」といいます。）に基づいて実施される適性評価の対象者となりました。重要経済安保情報保護活用法では、同法に定められた事項をあなたにお知らせし、あなたの同意が得られた場合に適性評価を実施することとされています。適性評価の実施に同意するか否かは、あなたが自由に決めることができます。このお知らせをよく読んで、適性評価の実施に同意するか否かを判断してください。なお、適性評価の実施に同意しない場合、その理由は問われません。

1 適性評価を実施する趣旨

- (1) 重要経済安保情報保護活用法は、重要経済基盤に関する情報であって安全保障上の秘匿性の高い情報の漏えいを防止し、国と国民の安全を確保することを目的としており、我が国の安全保障に関し特に秘匿することが必要な情報について、重要経済安保情報として指定し、その漏えいを防止するため、これを取り扱う者を制限したり、これを漏えいした場合の罰則を規定したりしています。
- (2) 適性評価は、重要経済安保情報保護活用法第12条第1項各号に基づき、
 - ① 重要経済安保情報の取扱いの業務（以下「取扱業務」といいます。）を新たに行うことが見込まれることとなった者
 - ② 行政機関の保有する重要経済安保情報について、取扱業務を現に行う者であって、直近に実施された適性評価の結果が通知された日から10年（特定秘密の保護に関する法律における適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者にあっては、その適性評価の結果が通知された日から5年）を経過した後も、取扱業務を引き続き行うことが見込まれるもの
 - ③ 取扱業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるものに対して行うもので、取扱業務を行った場合に重要経済安保情報を漏らすおそれ

がないことについて評価を行います。

(3) 重要経済安保情報保護活用法では、適性評価の結果、取扱業務を行った場合に重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められた人でなければ、取扱業務を行うことができないとされています。

(4) 取扱業務を行う者がその業務により知り得た重要経済安保情報を故意又は過失により漏らしたときは、重要経済安保情報保護活用法に基づき罰せられることがあります。

(5) あなたについて適性評価を行う者は、防衛大臣となります。

【(6) 今般あなたが適性評価の対象者となったのは、重要経済安保情報保護活用法第 12 条第 1 項第 3 号に掲げるものに該当すると認められたためです。そのため、重要経済安保情報保護活用法第 11 条により、あなたは、取扱業務を行うことができません。ただし、あなたの同意があり、今後実施する適性評価において、取扱業務を行った場合に重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められたときは、再び、取扱業務を行うことができます。※該当する場合に追記】

※ 詳細は重要経済安保情報保護活用法第 11 条から第 17 条まで、第 23 条及び第 27 条を御覧ください。

2 適性評価で調査する事項

適性評価においては、重要経済安保情報保護活用法に定められた次に掲げる事項について調査します。

なお、以下に記載する事項に該当する事実があるからといって、重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められないと直ちに判断されるものではありません。

(1) 重要経済基盤毀損活動（注）との関係に関する事項

重要経済基盤毀損活動を行ったことがある、あるいは、支援したことがあるか、重要経済基盤毀損活動を行う団体のメンバーだったことがある、あるいは、現在メンバーであるか、こうした団体を支援したことがある、あるいは、現在支援しているか、外国との関係を含め、こうした団体からの働き掛けを受けた場合に協力せざるを得ない関係になっていないかについて調査します。

なお、外国との関係があることをもって、重要経済基盤毀損活動との関係があると直ちに判断されるものではありません。

また、あなたの家族や同居人についても、その氏名、生年月日、国籍及び住所に限り調査します。このことを家族や同居人にお知らせいただいても差し支えありません。この調査は、あなたに対する外国の情報機関等からの働き掛けの有無を確認する上での参考とするためであり、これらの事項以外の事項について調査することはありません。

(2) 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

過去に罪を犯し、有罪の判決（執行猶予が付いているものも含みます。）を受

けたことがあるか、又は職業上の懲戒処分を受けたことがあるかについて調査します。

(3) 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項

使用してはならないとされている記録媒体に情報を保存したり、必要な手続を経ずに文書を複写したり、職務に関連した事項をインターネット上のサイトに公表したりするなどして、文書やシステムの管理に関する規則等に違反し、職業上の懲戒処分や懲戒処分には至らない上司からの指導監督上の措置（訓告、厳重注意等）を受けたことがあるかについて調査します。

(4) 薬物の濫用及び影響に関する事項

所持や使用等が禁止されている薬物を所持したり使用したりしたことがあるかや、疾病の治療のための薬物を用量を著しく超えて服用したことがあるかについて調査します。

(5) 精神疾患に関する事項

アルコール依存症、統合失調症などの精神疾患により自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈しているかについて調査します。

なお、精神疾患に関し、治療やカウンセリングを受けたことがあるとの事実をもって、重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められないと直ちに判断されることはありません。必要な場合には、医療機関等に照会した上で、具体的な症状や治療の経過、再発の可能性等を踏まえ、重要経済安保情報を漏らすおそれがないかどうか判断されます。

(6) 飲酒についての節度に関する事項

飲酒を原因として、けんかなどのトラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたことがあるかについて調査します。

(7) 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

住宅、車両及び耐久消費財の購入並びに教育といった一般的な目的とは異なる借入れがあるか、金銭債務の不履行があるか、自己の資力に照らし不相応な金銭消費があるかなど、経済的な状況について調査します。

(注) 「重要経済基盤毀損活動」とは、公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、重要経済基盤に関して我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるもの（重要経済安保情報を標的としたいいわゆるスパイ活動等）や、重要経済基盤に支障を生じさせるための活動であって、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人を当該主義主張に従わせ、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で行われるもの（重要経済基盤を標的とするいわゆるテロリズム）を指します。スパイ活動等において取得の対象となる情報としては、重要経

済基盤に関し政府の保有する情報で我が国及び国民の安全を確保する観点から保護すべきものが想定される他、政府が関知するに至っている民間保有の機微な情報でその漏えいが我が国及び国民の安全の確保に支障を与えるおそれがあるもの（例えば、我が国における重要物資のサプライチェーン上の脆弱性に関する情報）も含まれ得ます。

3 調査の方法

- (1) 適性評価の実施に同意する場合には、「質問票（適性評価）」（当該質問票に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に必要事項を記載し、又は記録していただきます。この質問票を基に、2で列挙した事項について、【内閣総理大臣又は防衛大臣】が調査します。調査においては、適性評価の調査の実施を担当する職員が、あなたやあなたの上司や同僚などの知人その他の関係者に対し、面接等により、質問票に記載し、又は記録された事項についての疑問点を確認等するため、あなたに関する質問を行うことがあります。
- (2) また、あなたに資料の提出を求めたり、公務所や公私の団体（例えば、医療機関、信用情報機関、あなたが過去に適性評価を受けた行政機関があります。）に照会して必要な事項（例えば、あなたの精神疾患の具体的症状や、借入れの状況、あなたが過去に受けた適性評価の結果があります。）の報告を求めたりすることがあります。その際、公務所や公私の団体に対し、調査を行うため必要な範囲内であなたに関する情報を回答してもらうことについて、あなたが同意していることを明らかにするため、あなたが提出した「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」の写しを提示又は交付することがあります。
- (3) なお、質問票への回答のほか、今回の調査において聞かれたことに対しては、あなたが確認できる限りの事実を具体的に、漏れなくかつ正確に答えてください。回答を求められた事項に関して回答を拒否したり、虚偽の回答をしたりするなど、調査に必要な協力をしなかった場合には、適性評価の結果に影響を及ぼすことがあります。

4 評価

上記の調査結果を基に、防衛大臣は、あなたが取扱業務を行った場合に重要経済安保情報を漏らすおそれがないかどうか評価を行います。

評価は、個別具体的な事情を十分に考慮して、総合的に行うこととなります。

評価の結果、重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められなかった場合には、取扱業務を行うことはできません。

5 結果・理由の通知

評価結果は、あなたにお知らせします。

重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められなかった場合には、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内で、その理由もお知らせします。

ただし、あなたが希望しない場合は理由をお知らせしません。理由の通知を希望しない場合には、「適性評価の実施についての同意書」（当該同意書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に欄がありますので、必要事項を記載し、又は記録してください。

なお、理由の通知の希望の有無は、「適性評価の実施についての同意書」を提出した後でも変更できます。この場合には、あなたの氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び連絡先並びに理由の通知についての希望の変更内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を適性評価の実施を担当する職員に提出してください。

【また、今回の適性評価に関してあなたを雇用する事業者【と派遣先の事業者※従業者が派遣労働者である場合に追記】に対しては、適性評価が実施された場合にはその結果が、あなたが同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかった場合やあなたが同意を取り下げたことにより適性評価の手続が中止された場合にはその旨が通知されます。ただし、事業者に対しては、重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められなかった場合の理由は通知されません（あなたには通知されます。）。また、調査によって判明した事柄も通知されません。※従業者の場合に追記】

6 重要経済安保情報の保護に関する誓約

適性評価の結果、取扱業務を行うこととなった場合は、重要経済安保情報の保護のための法令及び関係規程を遵守し、重要経済安保情報の保護に努め、これを漏らさないことについて誓約書を提出していただきます。

あなたが、重要経済安保情報の取扱業務により知得した重要経済安保情報を故意又は過失により漏らした場合には、重要経済安保情報保護活用法第 23 条により罰せられることがあります。

重要経済安保情報に係る文書の紛失や「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」第 4 章第 3 節 1 (1) に掲げる事情等、重要経済安保情報の漏えい又は漏えいのおそれがあると認められる事情が発生した場合には、速やかに当該重要経済安保情報に係る重要経済安保情報管理者へ報告していただきます。

また、[あなたの上司等／あなたを雇用する事業者／あなたを雇用する事業者又はあなたの派遣先の事業者] が、あなたについて上記の事情があると認めた場合には、あなたが取り扱う重要経済安保情報に係る重要経済安保情報管理者へその事情が報告されることとなります。

なお、あなたが取扱業務を行わないこととなった後に、防衛省の職員又は防衛省との契約に基づき重要経済安保情報の提供を受け、若しくは重要経済安保情報を保有する適合事業者の従業者として、再び取扱業務を行うことが見込まれることとな

った場合には、あなたについて、重要経済安保情報保護活用法第12条第1項に規定される引き続き取扱業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないか否かを判断する必要があるため、重要経済安保情報を取り扱う業務を行わなくなった日以降の上記に掲げる事項や職歴・学歴について、新たに取り扱う重要経済安保情報に係る重要経済安保情報管理者に報告していただきます。また、他の行政機関の長があなたについて今後実施する適性評価に重要経済安保情報保護活用法第12条第7項の規定が適用される場合についても、同様に、重要経済安保情報を取扱う業務を行わなくなった日以降の上記に掲げる事項や職歴・学歴について、新たに取り扱う重要経済安保情報に係る重要経済安保情報管理者に報告していただきます。

7 適性評価の実施に当たって取得する個人情報の取扱い

適性評価の実施に当たって取得する個人情報（適性評価の結果や、あなたが適性評価の実施に同意しなかった場合におけるその事実を含みます。）を、適性評価を実施した防衛省【やあなたを雇用等する事業者※従業者の場合に追記】が、法令に基づく場合を除き、重要経済安保情報の保護以外の目的のために、自ら利用したり、他の行政機関等に提供したりすることはありません。また、適性評価は、取扱業務を行った際に重要経済安保情報を漏らすおそれがないことについての評価であり、人事評価又はその他の能力の実証を行うものではなく、人事評価や人事考課、解雇、懲戒処分、不利益な配置の変更等のために適性評価の結果を用いることは重要経済安保情報保護活用法の規定により明確に禁じられています。

【ただし、適性評価を実施した結果、あなたが懲戒処分等の対象となる疑いが生じた場合は、この限りではありません。※行政機関の職員の場合に追記】

8 苦情等の申出

通知された適性評価の結果や調査方法など、あなたについて実施された適性評価について苦情がある場合は、防衛大臣に対し、苦情の申出をすることができます。苦情受理窓口は、防衛省です。この苦情を申し出たことにより、あなたが不利益な取扱いを受けることはありません。また、適性評価が実施された後に、適性評価に関連して不利益な取扱いを受けたなどの相談がある場合についても、防衛省相談窓口に申し出ることができます。相談については、防衛省相談窓口だけでなく、内閣府相談窓口にも申し出ることもできます。

＜防衛省苦情受理窓口＞ 防衛省（部局名） 住所 電話 電子メール	＜防衛省相談窓口＞ 防衛省（部局名） 住所 電話 電子メール	＜内閣府相談窓口＞ 内閣府（部局名） 住所 電話 電子メール
---	---	---

※苦情受理窓口と相談窓口が同じ場合は、〈【〇〇省】苦情受理窓口・相談窓口〉とまとめて記載することも可能。

この告知書を読んだ上で、あなたを対象とした適性評価を実施することに同意する場合は「適性評価の実施についての同意書」と「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」を、同意しない場合は「適性評価の実施についての不同意書」（当該不同意書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「不同意書」という。）を提出してください。

上記の2つの同意書を提出した場合には、あなたを対象とする適性評価の手続が開始されることとなります。

なお、同意は、同意書を提出した後であっても、適性評価の結果が通知されるまでの間は、いつでも取り下げることができます。この場合には、下記の適性評価実施担当者に連絡の上、同意を取り下げること「適性評価の実施についての同意の取下書」（当該同意の取下書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）で通知していただきます。

不同意書を提出した場合など、あなたの同意が得られなかった場合には、適性評価を実施しません。また、同意を取り下げた場合には、適性評価の手続を中止します。（※）ただし、いずれの場合であっても、あなたは取扱業務に従事することができません。このため、あなたが現在配置されているポストにおいて取扱業務を行っていたり、取扱業務を行うことが予定されていたりする場合、取扱業務が予定されないポストにあなたが配置換となることなどもあり得ます（なお、あなたが適性評価の実施に同意しなかった事実や、同意を取り下げた事実を、重要経済安保情報の保護以外の目的で利用することは禁止されています。）。

【また、あなたが適性評価に同意しなかった場合、それにより適性評価が実施されなかった事実は、あなたを雇用する事業者【と、あなたの派遣先の事業者※従業者が派遣労働者である場合に追記】に対しても通知されます（あなたが同意を取り下げた場合にも通知されます。）。

適性評価の実施に同意する場合は、

- ・ 「適性評価の実施についての同意書」
- ・ 「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」

適性評価の実施に同意しない場合は、

- ・ 「適性評価の実施についての不同意書」

に必要事項を記載又は記録の上、提出してください。

書面で提出する際は、封筒に入れて封をした上で、下記の適性評価実施担当者に提出してください。

（※）適性評価の実施に関する文書等について、行政機関から、重要経済安保情報保護活用法第13条第1項の規定による適性評価の結果を通知した日又は適性評価の手続を中止する旨通知した日のいずれかに属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年が経過するまでの期間は保存されます。なお、不同意又は同意の取下書の提出があった場合の適性評価の実施に関する文書等については、当該書面が提出された日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して3年が経過するまでの期間保存されます。

＜適性評価実施担当者＞

防衛省（部局名）

住所

電話

電子メール

○重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）（抄）

第11条 重要経済安保情報の取扱いの業務は、当該業務を行わせる行政機関の長若しくは当該業務を行わせる適合事業者が当該重要経済安保情報を提供し、若しくは保有させる行政機関の長又は当該業務を行わせる警察本部長が直近に実施した次条第1項又は第15条第1項の規定による適性評価（第13条第1項（第15条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による評価対象者（次条第2項に規定する評価対象者をいう。同条第1項第1号イ及び第2号において同じ。）への通知があった日から10年を経過していないものに限る。）において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（次条第1項第3号又は第15条第1項第3号に掲げる者として次条第3項（第15条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による告知があった者（次項において「再評価対象者」という。）を除く。）でなければ行ってはならない。ただし、次に掲げる者については、次条第1項又は第15条第1項の規定による適性評価を受けることを要しない。

一～七 （略）

- 2 前項の規定にかかわらず、重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる行政機関の長若しくは当該業務を行わせる適合事業者が当該重要経済安保情報を提供し、若しくは保有させる行政機関の長又は当該業務を行わせる警察本部長が特定秘密保護法第12条第1項又は第15条第1項の規定により直近に実施したこれらの規定による適性評価（当該適性評価の後に当該行政機関の長又は警察本部長による次条第1項又は第15条第1項の規定による適性評価が実施された場合のものを除く。以下「特定秘密直近適性評価」という。）において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（再評価対象者及び特定秘密保護法第12条第1項第3号又は第15条第1項第3号に掲げる者として特定秘密保護法第12条第3項（特定秘密保護法第15条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による告知があった者を除く。）は、当該特定秘密直近適性評価に係る特定秘密保護法第13条第1項（特定秘密保護法第15条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知があった日から5年間に限り、重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができる。
- 3 特定秘密保護法第16条第1項の規定にかかわらず、行政機関の長及び警察本部長は、重要経済安保情報の取扱いの業務を自ら行わせ、又は適合事業者が行わせるのに必要な限度において、同項に規定する適性評価の結果に係る情報を自ら利用し、又は提供することができるものとする。
- 4 特定秘密保護法第16条第2項の規定にかかわらず、特定秘密保護法第5条第4項に規定する適合事業者及び特定秘密保護法第16条第2項に規定する事業主は、重要経済安保情報の取扱いの業務を自ら行わせ、又は当該事業主に係る適合事業者が行わせるのに必要な限度において、特定秘密保護法第13条第2項又は第3項の規定により通知された内容（同条第2項に規定する結果に係るものに限る。）を自ら利用し、又は提供することができるものとする。

（行政機関の長による適性評価の実施）

第12条 行政機関の長は、次に掲げる者について、その者が重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

- 一 当該行政機関の職員（当該行政機関が警察庁である場合にあっては、警察本部長を含む。次号において同じ。）又は当該行政機関との第10条第1項若しくは第2項の契約（同号において「契約」という。）に基づき重要経済安保情報の提供を受け、若しくは重要経済安保情

報を保有する適合事業者の従業者として重要経済安保情報の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者であって、次に掲げるものの以外のもの

イ 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（第3号において「直近適性評価認定者」という。）のうち、当該適性評価に係る次条第1項の規定による評価対象者への通知があった日から10年を経過していないものであって、引き続き当該おそれがないと認められるもの

ロ 当該行政機関の長が実施した特定秘密直近適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（以下この項において「特定秘密直近適性評価認定者」という。）のうち、当該特定秘密直近適性評価に係る特定秘密保護法第13条第1項の規定による通知があった日から5年を経過していないものであって、引き続き当該おそれがないと認められるもの

二 当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき重要経済安保情報の提供を受け、若しくは重要経済安保情報を保有する適合事業者の従業者として重要経済安保情報の取扱いの業務を現に行う者であって、当該行政機関の長が直近に実施した適性評価に係る次条第1項の規定による評価対象者への通知があった日から10年（特定秘密直近適性評価認定者である者にあつては、当該行政機関の長が実施した特定秘密直近適性評価に係る特定秘密保護法第13条第1項の規定による通知があった日から5年）を経過した日以後重要経済安保情報の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれるもの

三 直近適性評価認定者又は特定秘密直近適性評価認定者であって、引き続き重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

2 適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査（以下この条及び第16条第1項において「適性評価調査」という。）を行い、その結果に基づき実施するものとする。

一 重要経済基盤毀損活動（重要経済基盤に関する公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動その他の活動であつて、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、重要経済基盤に関して我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるもの並びに重要経済基盤に支障を生じさせるための活動であつて、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人を当該主義主張に従わせ、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で行われるものをいう。）との関係に関する事項（評価対象者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。））、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所を含む。）

二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項

四 薬物の濫用及び影響に関する事項

五 精神疾患に関する事項

六 飲酒についての節度に関する事項

七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3 適性評価は、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとする。ただし、第7項の規定の適用を受けて実施する場合においては、当該告知をすることを要しない。

- 一 前項各号に掲げる事項について適性評価調査が行われる旨
 - 二 適性評価調査を行うため必要な範囲内において、第6項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨
 - 三 評価対象者が第1項第3号に掲げる者であるときは、その旨
- 4 行政機関の長は、適性評価を実施するときは、第7項の規定の適用を受けて実施される場合を除き、内閣総理大臣に対し、必要な資料を添えて、適性評価調査を行うよう求めるものとする。ただし、当該行政機関の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合（当該適性評価が同項の規定の適用を受けて実施される場合を除く。）には、当該行政機関の長が、政令で定めるところにより、自ら適性評価調査を行うものとする。
 - 5 内閣総理大臣は、行政機関の長から前項の規定により適性評価調査を行うよう求められたときは、政令で定めるところにより、当該評価対象者について適性評価調査を行い、当該評価対象者が重要経済安保情報を漏らすおそれに関する意見（第7項において「調査意見」という。）を付して、当該適性評価調査の結果を当該行政機関の長に通知するものとする。
 - 6 適性評価調査を行う内閣総理大臣又は行政機関の長は、適性評価調査を行うため必要な範囲内において、その職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
 - 7 第2項の規定にかかわらず、評価対象者が、適性評価を実施する行政機関の長（以下この項において「実施行政機関の長」という。）以外の行政機関の長又は警察本部長が実施した適性評価（次条第1項（第15条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知があった日から10年を経過しておらず、かつ、第5項（第15条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により内閣総理大臣が当該適性評価に係る適性評価調査を行ったものに限り、当該適性評価の後に実施行政機関の長による適性評価が実施された場合のものを除く。）のうち直近のもの（以下この条において「直近他機関適性評価」という。）において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者である場合において、当該評価対象者について実施行政機関の長が実施する適性評価については、適性評価調査を行わず、直近他機関適性評価において行われた適性評価調査の結果に基づき実施するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、実施行政機関の長の求めに応じ、直近他機関適性評価において行われた適性評価調査の結果及びこれに付した調査意見を当該実施行政機関の長に通知するものとする。
 - 8 前項の規定の適用を受けて実施された適性評価を受けた評価対象者に対して行われた次条第1項の規定による通知は、前条第1項並びにこの条第1項第1号イ及び第2号の規定の適用については、直近他機関適性評価の結果について次条第1項（第15条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による評価対象者への通知が行われた日に行われたものとみなす。

（適性評価の結果等の通知）

- 第13条 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果（当該適性評価が前条第7項の規定の適用を受けて実施された場合にあっては、その旨を含む。次項及び次条第1項において同じ。）を評価対象者及び内閣総理大臣に対し通知するものとする。
- 2 行政機関の長は、適合事業者の従業者について適性評価を実施したときはその結果を、当該従業者が前条第3項の同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったときはその旨を、それぞれ当該適合事業者に対し通知するものとする。

- 3 前項の規定による通知を受けた適合事業者は、当該評価対象者が当該適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。第16条第2項において同じ。）であるときは、当該通知の内容を当該評価対象者を雇用する事業主に対し通知するものとする。
- 4 行政機関の長は、第1項の規定により評価対象者に対し重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった旨を通知するときは、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、当該おそれがないと認められなかった理由を併せて通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。

（行政機関の長に対する苦情の申出等）

- 第14条 評価対象者は、前条第1項の規定により通知された適性評価の結果その他当該評価対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に対し、苦情の申出をすることができる。
- 2 行政機関の長は、前項の苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知するものとする。
 - 3 評価対象者は、第1項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

（警察本部長による適性評価の実施等）

- 第15条 警察本部長は、次に掲げる者について、適性評価を実施するものとする。
- 一 当該都道府県警察の職員（警察本部長を除く。次号において同じ。）として重要経済安保情報の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者であって、次に掲げるものの以外のもの
 - イ 当該警察本部長が直近に実施した適性評価において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（第3号において「直近警察適性評価認定者」という。）のうち、当該適性評価に係る次項において読み替えて準用する第13条第1項の規定による評価対象者への通知があった日から10年を経過していないものであって、引き続き当該おそれがないと認められるもの
 - ロ 当該警察本部長が実施した特定秘密直近適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（以下この項において「特定秘密直近警察適性評価認定者」という。）のうち、当該特定秘密直近適性評価に係る特定秘密保護法第15条第2項において準用する特定秘密保護法第13条第1項の規定による通知があった日から5年を経過していないものであって、引き続き当該おそれがないと認められるもの
 - 二 当該都道府県警察の職員として重要経済安保情報の取扱いの業務を現に行う者であって、当該警察本部長が直近に実施した適性評価に係る次項において読み替えて準用する第13条第1項の規定による評価対象者への通知があった日から10年（特定秘密直近警察適性評価認定者である者にあつては、当該警察本部長が実施した特定秘密直近適性評価に係る特定秘密保護法第15条第2項において準用する特定秘密保護法第13条第1項の規定による通知があった日から5年）を経過した日以後重要経済安保情報の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれるもの
 - 三 直近警察適性評価認定者又は特定秘密直近警察適性評価認定者であって、引き続き重要経

- 済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの
- 2 前3条（第12条第1項並びに第13条第2項及び第3項を除く。）の規定は、前項の規定により警察本部長が実施する適性評価について準用する。この場合において、第12条第3項第3号中「第1項第3号」とあるのは「第15条第1項第3号」と、同条第4項中「内閣総理大臣」とあるのは「警察庁長官を通じて内閣総理大臣」と、「行政機関の業務」とあるのは「都道府県警察の業務」と、同条第5項中「結果を」とあるのは「結果を警察庁長官を通じて」と、同条第7項中「適性評価を実施する行政機関の長（以下この項において「実施行政機関の長」という。）以外の行政機関の長又は警察本部長」とあるのは「行政機関の長又は適性評価を実施する警察本部長（以下この項において「実施警察本部長」という。）以外の警察本部長」と、「実施行政機関の長による」とあるのは「実施警察本部長による」と、「実施行政機関の長が」とあるのは「実施警察本部長が」と、「実施行政機関の長の求め」とあるのは「実施警察本部長が警察庁長官を通じて行う求め」と、「当該実施行政機関の長」とあるのは「警察庁長官を通じて当該実施警察本部長」と、同条第8項中「この条第1項第1号イ」とあるのは「第15条第1項第1号イ」と、第13条第1項中「ものとする」とあるのは「ものとする。この場合において、内閣総理大臣への通知は、警察庁長官を通じて行うものとする」と読み替えるものとする。

（適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限）

- 第16条 内閣総理大臣並びに行政機関の長及び警察本部長は、重要経済安保情報の保護以外の目的のために、評価対象者が第12条第3項（前条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の同意をしなかったこと、評価対象者についての適性評価の結果その他適性評価又は適性評価調査の実施に当たって取得する個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この項において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、適性評価又は適性評価調査の実施によって当該個人情報に係る特定の個人が国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条各号、同法第75条第2項に規定する人事院規則の定める事由、同法第78条各号、第79条各号若しくは第82条第1項各号、検察庁法（昭和22年法律第61号）第20条第1項各号、外務公務員法（昭和27年法律第41号）第7条第1項に規定する者、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項各号、第42条各号、第43条各号若しくは第46条第1項各号、同法第48条第1項に規定する場合若しくは同条第2項各号若しくは第3項各号若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号、第28条第1項各号若しくは第2項各号若しくは第29条第1項各号又はこれらに準ずるものとして政令で定める事由のいずれかに該当する疑いが生じたとき及び特定秘密保護法第12条第4項に基づく照会に対して必要な事項を報告するときは、この限りでない。
- 2 第13条第2項又は第3項の規定による通知を受けた適合事業者及び適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主は、重要経済安保情報の保護以外の目的のために、当該通知の内容を自ら利用し、又は提供してはならない。

（権限又は事務の委任）

- 第17条 内閣総理大臣又は行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、この章に定める権限又は事務をその職員に委任することができる。

第23条 重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する者がその業務により知り得た重要経済安保情報を漏らしたときは、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。重要経済安保情報の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同様とする。

2 第4条第5項、第8条、第9条、第10条第5項若しくは第6項又は第18条第4項の規定により提示され、又は提供された重要経済安保情報について、当該提示又は提供の目的である業務により当該重要経済安保情報を知り得た者がこれを漏らしたときは、3年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第9条第1項第1号ロに規定する場合において提示された重要経済安保情報について、当該重要経済安保情報の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。

3 前2項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第1項の罪を犯した者は、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

5 過失により第2項の罪を犯した者は、6月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。

第27条 第23条の規定は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 (略)

適性評価の実施についての同意書

- 1 私は、防衛大臣が私について重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号。以下「重要経済安保情報保護活用法」といいます。）第 12 条第 1 項に規定する適性評価を実施するに当たり、「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」（当該告知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の交付を受け、次に掲げる事項について告知を受けました。
- (1) 適性評価において、【内閣総理大臣又は防衛大臣】が、重要経済安保情報保護活用法第 12 条第 2 項各号に掲げる事項（①重要経済基盤毀損活動との関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項）について調査すること。
- (2) 【内閣総理大臣又は防衛大臣】が(1)の調査を行うため必要な範囲内において、適性評価における調査を担当する職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることがあること。
- 〔(3) 重要経済安保情報保護活用法第 12 条第 1 項第 3 号に該当する者として適性評価を実施しようとする。 ※該当する場合に追記〕
- 2 私は、1 に掲げる事項の告知を受けた上で、次に掲げる事項に同意します。
- (1) 防衛大臣が私について適性評価を実施すること。
- (2) (1)の適性評価のため、重要経済安保情報保護活用法第 12 条第 2 項各号に掲げる事項について調査を行うこと。
- (3) 【内閣総理大臣又は防衛大臣】が(2)の調査を行うため必要な範囲内において、適性評価における調査を担当する職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること。
- (4) (3)の場合において、私が、質問に対して可能な限り正確かつ誠実に答え、また、求められた資料を迅速にかつ可能な限り提出するなど、調査に対して必要な協力を行うこと。
- (5) 適性評価の実施に当たって取得した情報（保存期間を満了し、廃棄されたものは除く。）は、今後、私についての適性評価を他の行政機関で改めて実施することとなった場合において、当該他の行政機関での適性評価の実施に必要な範囲内で、当該他の行政機関の長に対し、提供されることがあること。

年 月 日

氏名

下記事項についても記載し、又は記録してください。

※ 適性評価の結果、重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった場合に、理由の通知を受けることを希望しない場合には、以下のチェック欄にチェックをしてください。

☐ 今回の適性評価の結果、仮に、私が重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった場合には、その理由の通知を受けることを希望しません。

公務所又は公私の団体への照会等についての同意書

- 1 私は、防衛大臣が私について重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号。以下「重要経済安保情報保護活用法」といいます。）第 12 条第 1 項に規定する適性評価を実施するに当たり、「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」（当該告知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の交付を受け、次に掲げる事項について告知を受けました。
- (1) 適性評価において、【内閣総理大臣又は防衛大臣】が、重要経済安保情報保護活用法第 12 条第 2 項各号に掲げる事項（①重要経済基盤毀損活動との関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項）について調査すること。
- (2) 【内閣総理大臣又は防衛大臣】が(1)の調査を行うため必要な範囲内において、適性評価における調査を担当する職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることがあること。
- 2 私は、1 に掲げる事項の告知を受けた上で、次に掲げる事項に同意します。
- (1) 私についての適性評価において、【内閣総理大臣又は防衛大臣】が重要経済安保情報保護活用法第 12 条第 2 項各号に掲げる事項について調査を行うため必要な範囲内において、同条第 6 項の規定に基づき、適性評価における調査を担当する職員が、私の知人その他の関係者に質問すること及びこの場合において、当該関係者が必要な事項を当該職員に回答すること。
- (2) 私についての適性評価において、【内閣総理大臣又は防衛大臣】が重要経済安保情報保護活用法第 12 条第 2 項各号に掲げる事項について調査を行うため必要な範囲内において、同条第 6 項の規定に基づき、国及び地方の行政機関、信用情報機関、医療機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること及びこの場合において、これらの公務所又は公私の団体が私の個人情報を含む必要な事項を報告すること。
- (3) (1)又は(2)の場合に、この同意書の写しを照会先等に提示又は交付して、私の同意があった旨を明らかにすること。

年 月 日

氏名

適性評価の実施についての不同意書

1 私は、防衛大臣が私について重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下「重要経済安保情報保護活用法」といいます。）第12条第1項に規定する適性評価を実施するに当たり、「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」の交付を受け、次に掲げる事項について告知を受けました。

(1) 適性評価において、防衛大臣が、重要経済安保情報保護活用法第12条第2項各号に掲げる事項（①重要経済基盤毀損活動との関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項）について調査すること。

(2) 防衛大臣が(1)の調査を行うため必要な範囲内において、適性評価における調査を担当する職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることがあること。

〔(3) 重要経済安保情報保護活用法第12条第1項第3号に該当する者として適性評価を実施しようとする。 ※該当する場合に追記〕

2 私は、防衛大臣が私について適性評価を実施することに同意しなかった場合、重要経済安保情報の取扱いの業務に従事できないことについて理解しています。

また、私が重要経済安保情報の取扱いの業務に従事できない結果、重要経済安保情報の取扱いの業務が予定されないポストに配置換となること等があることについても理解しています。

〔さらに、防衛大臣から私を雇用する事業者【と派遣先の事業者※従業者が派遣労働者である場合に追記】に対し、私が適性評価を実施することに同意しなかったことにより、適性評価が実施されなかった旨の通知がなされることについても理解しています。 ※従業者の場合に追記〕

3 私は、防衛大臣が私について適性評価を実施することに同意しません。

年 月 日

氏名

別記第 1 1 号様式（第 5 0 条関係）

年 月 日

防衛大臣 殿

氏 名

適性評価の実施についての同意の取下書

私は、 年 月 日付けで「適性評価の実施についての同意書」
を、 年 月 日付けで「公務所又は公私の団体への照会等につ
いての同意書」を提出しましたが、これら同意を取り下げます。

適性評価の実施についての同意書(第 12 条第 7 項)

あなたは、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号）に基づいて実施される適性評価の対象者となりました。あなたは直近の【〇〇大臣】による適性評価において重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められたため、今回の適性評価では、同法第 12 条第 7 項に基づき、適性評価調査を行わず直近の適性評価調査に基づいて実施することになります。

あなたを対象とした適性評価を実施することに同意する場合は、この「適性評価の実施についての同意書（第 12 条第 7 項）」を、同意しない場合は「適性評価の実施についての不同意書（第 12 条第 7 項）」を提出してください。

なお、同意は、同意書を提出した後であっても、適性評価の結果が通知されるまでの間は、いつでも取り下げることができます。この場合には、同意を取り下げること適性評価実施担当者に連絡の上、「適性評価の実施についての同意の取下書（第 12 条第 7 項）」で通知していただきます。

私は、適性評価の対象者となったことなどについて理解した上で、次に掲げる事項について同意します。

- 1 防衛大臣が私について適性評価を実施すること。
- 2 適性評価の実施に当たって取得した情報(保存期間を満了し、廃棄されたものは除く。)は、今後、私についての適性評価を他の行政機関で改めて実施することとなった場合において、当該他の行政機関での適性評価の実施に必要な範囲内で、当該他の行政機関の長に対し、提供されることがあること。

年 月 日

氏名

下記事項についても記載し、又は記録してください。

- ※ 適性評価の結果、重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった場合に、理由の通知を受けることを希望しない場合には、以下のチェック欄にチェックをしてください。
- ☐ 今回の適性評価の結果、仮に、私が重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった場合には、その理由の通知を受けることを希望しません。

別記第 1 3 号様式（第 5 0 条関係）

適性評価の実施についての不同意書（第 12 条第 7 項）

- 1 私は、防衛大臣が私について適性評価を実施することに同意しなかった場合、重要経済安保情報の取扱いの業務に従事できないことについて理解しています。

また、私が重要経済安保情報の取扱いの業務に従事できない結果、重要経済安保情報の取扱いの業務が予定されないポストに配置換となること等があることについても理解しています。

さらに、防衛大臣から私を雇用する事業者【と派遣先の事業者※従業者が派遣労働者である場合に追記】に対し、私が適性評価を実施することに同意しなかったことにより、適性評価が実施されなかった旨の通知がなされることについても理解しています。

※従業者の場合に追記

- 2 私は、防衛大臣が私について適性評価を実施することに同意しません。

年 月 日

氏名

別記第 1 4 号様式（第 5 0 条関係）

年 月 日

防衛大臣 殿

氏 名

適性評価の実施についての同意の取下書(第 12 条第 7 項)

私は、 年 月 日付けで「適性評価の実施についての同意書」
を提出しましたが、同意を取り下げます。

別記第 15 号様式（第 51 条関係）

年 月 日

（内閣府の適性評価調査実施責任者）

殿

（防衛政策局長経由）

（適性評価実施責任者）

適性評価調査を行うことの求めについて

適性評価を実施する上で必要があるため、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号）第 12 条第 4 項の規定に基づき、下記資料を添えて適性評価調査を行うことを求めます。

記

- 評価対象者の連絡先
- 候補者名簿〔（行政機関の職員）／（適合事業者の従業者）〕の写し
- 〔行政機関内／適合事業者内〕の担当者名及び連絡先
- 評価対象者の「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」（令和 7 年 1 月 31 日閣議決定）別添 2－1「適性評価の実施についての同意書」及び別添 2－2「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」の写し

別記第 16 号様式（第 51 条関係）

年 月 日

（内閣府の適性評価調査実施責任者）
殿

（防衛政策局長経由）

（適性評価実施責任者）

適性評価調査の結果通知の求めについて

適性評価を実施する上で必要があるため、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号）第 12 条第 7 項の規定に基づき、下記資料を添えて直近他機関適性評価における適性評価調査の結果を通知するよう求めます。

記

- 評価対象者の「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」（令和 7 年 1 月 31 日閣議決定）別添 2－3 「適性評価の実施についての同意書（第 12 条第 7 項）」の写し
- 候補者名簿〔（行政機関の職員）／（適合事業者の従業者）〕の写し

質問票（適性評価）

内閣府（防衛省）

はじめに

1	この質問票は、適性評価の実施に同意した場合に記載し、又は記録するものです。
2	この質問票(保存期間を満了し、廃棄等されたものを除く。)に記載又は記録された事項は、内閣総理大臣による適性評価調査又は行政機関の長による適性評価に利用されるほか、今後、他の行政機関において改めて適性評価を実施することとなった場合において、他の行政機関での適性評価の実施に必要な範囲内で、当該他の行政機関の長に対し、提供されることがあります。
3	この質問票は、必要事項を記載し、又は記録した上で、適性評価調査を実施する以下の担当者に提出してください。
4	適性評価を実施することへの同意を取り下げる場合には、「適性評価の実施についての同意の取下書」に必要事項を記載し、又は記録して、以下の担当者に提出してください。書面で提出する際は、封筒に入れて封をした上で提出してください。この質問票は、あなたが自由に処分してかまいません。

記載又は記録要領

1	質問票には、あなたが確認できる限りの事実をできるだけ具体的に、漏れなくかつ正確に記載し、又は記録してください。事実関係の確認ができない事項については、「不明」と記載し、又は記録してください。記載又は記録に不備がある場合には、適性評価調査の担当者から連絡することがあります。
2	正当な理由なく、記載し、又は記録すべき事項を記載しない場合や虚偽の記載又は記録をしたことが確認された場合には、適性評価の結果に影響を及ぼすことがあります。
3	記載スペースが足りない場合は、各様式の下部にある備考欄を利用して記載し、又は記録してください。
4	質問票を提出する際は、後日の質問に答えるために、控えをとっておいてもかまいません。

回答欄に関する留意事項

ピンク	の部分は、全ての方に記載又は記録していただくべき項目
ブルー	の部分は、項目に該当する方（例えば旧姓のある方）のみ記載又は記録していただくべき項目
白	の部分は、他の項目の回答によって記載又は記録していただくべき項目 (電子ファイルに記録される場合には、自動でピンク又はブルーに色が変わります。)

今回の適性評価調査について不明な点がある場合には、以下の担当者までお問い合わせください。

＜担当＞ 防衛省（部局名） 住 所 電 話 電子メール

1 基本事項

今後、面接等の際に、本人確認の書類等の提示や提出を求めることがあります。
また、この欄に記載し、又は記録した学校や事業者等に問い合わせることがあります。

(1) 勤務先	勤務先・所属部署名	
	入省・入社年（西暦）	
	役職・階級	
	番号 ※ 職員番号、認識番号等あなたの勤務先において個人を特定する番号があれば記載又は記録してください。 ※ 該当するものがない場合は記載又は記録は不要です。	
	派遣元事業主名（派遣労働者のみ）	
(2) 氏名	ふりがな	
	氏名	
	アルファベット表記	
(3) 生年月日	生年月日（西暦）	
	生年月日（和暦）	
	年齢（歳）	
(4) 性別		
(5) 旧姓・通称	ふりがな	
	旧姓・通称	
(6) 住所	ふりがな	
	現住所	
(7) 本籍	ふりがな	
	本籍	
(8) 日本国籍	日本国籍の有無	
(9) 帰化歴	帰化歴の有無	
	帰化年月日（西暦）	
	元国籍名	
	帰化時の住所	
(10) 外国籍	外国籍の有無	
	国籍名/元国籍名	
	有していた期間（西暦）	～
(11) 連絡先	電話番号（職場）	
	電話番号（自宅）	
	電話番号（携帯電話）	
	電子メール（職場）	
	電子メール（自宅）	
	電子メール（携帯電話）	
	あなたへの連絡が必要な場合に、あなたが希望する連絡手段を上記のうちから選んで記載又は記録してください。 （極力希望した連絡手段により連絡を行います。が、場合によっては他の手段によることもあり得ます。）。	

(12) 職歴	現在の勤務先以外の職歴がありますか。 ※過去10年以内 ・他機関・他社等に出向した経歴を含みます。 ・派遣労働者として複数の派遣先で勤務したとしても、派遣元事業主について記載し、又は記録すれば足ります。 ・自営業も含みます。 ・アルバイトも職歴に含まれますが、1月未満のものは除きます。		
	①	勤務先名称	
		所在地（外国に所在する場合は国名も記載）	
		電話番号	
		勤務期間	～
		離職理由	
	②	勤務先名称	
		所在地（外国に所在する場合は国名も記載）	
		電話番号	
		勤務期間	～
		離職理由	
	③	勤務先名称	
		所在地（外国に所在する場合は国名も記載）	
		電話番号	
		勤務期間	～
		離職理由	
	④	勤務先名称	
		所在地（外国に所在する場合は国名も記載）	
		電話番号	
		勤務期間	～
		離職理由	
⑤	勤務先名称		
	所在地（外国に所在する場合は国名も記載）		
	電話番号		
	勤務期間	～	
	離職理由		

(13) 学歴	現在の勤務先で雇用されるまでの間に、高等学校、高等専門学校、専修学校、大学、大学院等に通学したことがありますか。 ※過去10年以内（中学校以前を除く）		
	①	学校名	
		学部・学科名	
		所在地（外国に所在する場合は国名も記載）	
		電話番号	
		在籍期間	～
		備考（卒業・修了・中退）	
		中退の理由	
	②	学校名	
		学部・学科名	
		所在地（外国に所在する場合は国名も記載）	
		電話番号	
		在籍期間	～
		備考（卒業・修了・中退）	
		中退の理由	
	③	学校名	
		学部・学科名	
		所在地（外国に所在する場合は国名も記載）	
		電話番号	
		在籍期間	～
		備考（卒業・修了・中退）	
中退の理由			
備考 ※書き切れない項目については右の欄に記載し、又は記録してください。			

2 家族・同居人の氏名等

本項目では、あなたの家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所について記載し、又は記録します。これら調査事項として明記されている事項以外の事項について調査することはありません。

これらを調査するのは、あなたに対する外国の情報機関等からの働き掛けの有無を確認する上での参考とするためです。なお、様式は【1】配偶者、【2】父母・子等、【3】同居人 の3つに分かれているため、該当の様式を必要な人数分使用し、必要事項を記載し、又は記録してください。

【1】配偶者

(1) 現在の配偶者の有無		
(2) 氏名	ふりがな	
	氏名	
(3) 生年月日	生年月日（西暦）	
	年齢（歳）	
(4) 性別		
(5) 旧姓・通称	ふりがな	
	旧姓・通称	
(6) 住所	ふりがな	
	現住所	
(7) 日本国籍	日本国籍の有無	
(8) 帰化歴	帰化歴の有無	
	帰化年月日（西暦）	
	元国籍名	
	帰化時の住所	
(9) 外国籍	外国籍の有無	
	国籍名/元国籍名	
	有していた期間（西暦）	～
備考 ※書き切れない項目については右の欄に記載し、又は記録してください。		

【2】父母・子等

あなたの父母、子、兄弟姉妹とあなたの配偶者の父母、子（あなたの子を除きます。）について、以下の項目を記載、又は記録してください。死亡している場合は、生前の状況について以下の項目を記載又は記録の上、備考に「死亡」と記載し、又は記録してください。ここでの「あなたの父母、子、兄弟姉妹」には、あなたの養父母、養子、異父母兄弟姉妹が含まれ、「配偶者の父母、子」には、あなたの配偶者の養父母、養子が含まれます。

※続柄欄は、あなたの父、あなたの母、あなたの子、あなたの兄弟姉妹、配偶者の父、配偶者の母、配偶者の子から選択してください。

※上記以外の親族について、同居している場合には、[【3】同居人](#) に記載し、又は記録してください。（同居していない場合、記載又は記録は不要です。）

①

(1) 続柄		
(2) 氏名	ふりがな	
	氏名	
(3) 生年月日	生年月日（西暦）	
	年齢（歳）	
(4) 性別		
(5) 旧姓・通称	ふりがな	
	旧姓・通称	
(6) 住所	ふりがな	
	現住所	
(7) 日本国籍	日本国籍の有無	
(8) 帰化歴	帰化歴の有無	
	帰化年月日（西暦）	
	元国籍名	
	帰化時の住所	
(9) 外国籍	外国籍の有無	
	国籍名/元国籍名	
	有していた期間（西暦）	～
備考 ※書き切れない項目については右の欄に記載し、又は記録してください。		

②

(1) 続柄		
(2) 氏名	ふりがな	
	氏名	
(3) 生年月日	生年月日（西暦）	
	年齢（歳）	
(4) 性別		
(5) 旧姓・通称	ふりがな	
	旧姓・通称	
(6) 住所	ふりがな	
	現住所	
(7) 日本国籍	日本国籍の有無	
(8) 帰化歴	帰化歴の有無	
	帰化年月日（西暦）	
	元国籍名	
	帰化時の住所	
(9) 外国籍	外国籍の有無	
	国籍名/元国籍名	
	有していた期間（西暦）	～
備考 ※書き切れない項目については右の欄に記載し、又は記録してください。		

③

(1) 続柄		
(2) 氏名	ふりがな	
	氏名	
(3) 生年月日	生年月日（西暦）	
	年齢（歳）	
(4) 性別		
(5) 旧姓・通称	ふりがな	
	旧姓・通称	
(6) 住所	ふりがな	
	現住所	
(7) 日本国籍	日本国籍の有無	
(8) 帰化歴	帰化歴の有無	
	帰化年月日（西暦）	
	元国籍名	
	帰化時の住所	
(9) 外国籍	外国籍の有無	
	国籍名/元国籍名	
	有していた期間（西暦）	～
備考 ※書き切れない項目については右の欄に記載し、又は記録してください。		

④

(1) 続柄		
(2) 氏名	ふりがな	
	氏名	
(3) 生年月日	生年月日（西暦）	
	年齢（歳）	
(4) 性別		
(5) 旧姓・通称	ふりがな	
	旧姓・通称	
(6) 住所	ふりがな	
	現住所	
(7) 日本国籍	日本国籍の有無	
(8) 帰化歴	帰化歴の有無	
	帰化年月日（西暦）	
	元国籍名	
	帰化時の住所	
(9) 外国籍	外国籍の有無	
	国籍名/元国籍名	
	有していた期間（西暦）	～
備考 ※書き切れない項目については右の欄に記載し、又は記録してください。		

⑤

(1) 続柄		
(2) 氏名	ふりがな	
	氏名	
(3) 生年月日	生年月日（西暦）	
	年齢（歳）	
(4) 性別		
(5) 旧姓・通称	ふりがな	
	旧姓・通称	
(6) 住所	ふりがな	
	現住所	
(7) 日本国籍	日本国籍の有無	
(8) 帰化歴	帰化歴の有無	
	帰化年月日（西暦）	
	元国籍名	
	帰化時の住所	
(9) 外国籍	外国籍の有無	
	国籍名/元国籍名	
	有していた期間（西暦）	～
備考 ※書き切れない項目については右の欄に記載し、又は記録してください。		

⑥

(1) 続柄		
(2) 氏名	ふりがな	
	氏名	
(3) 生年月日	生年月日（西暦）	
	年齢（歳）	
(4) 性別		
(5) 旧姓・通称	ふりがな	
	旧姓・通称	
(6) 住所	ふりがな	
	現住所	
(7) 日本国籍	日本国籍の有無	
(8) 帰化歴	帰化歴の有無	
	帰化年月日（西暦）	
	元国籍名	
	帰化時の住所	
(9) 外国籍	外国籍の有無	
	国籍名/元国籍名	
	有していた期間（西暦）	～
備考 ※書き切れない項目については右の欄に記載し、又は記録してください。		

⑦

(1) 続柄		
(2) 氏名	ふりがな	
	氏名	
(3) 生年月日	生年月日（西暦）	
	年齢（歳）	
(4) 性別		
(5) 旧姓・通称	ふりがな	
	旧姓・通称	
(6) 住所	ふりがな	
	現住所	
(7) 日本国籍	日本国籍の有無	
(8) 帰化歴	帰化歴の有無	
	帰化年月日（西暦）	
	元国籍名	
	帰化時の住所	
(9) 外国籍	外国籍の有無	
	国籍名/元国籍名	
	有していた期間（西暦）	～
備考 ※書き切れない項目については右の欄に記載し、又は記録してください。		

⑧

(1) 続柄		
(2) 氏名	ふりがな	
	氏名	
(3) 生年月日	生年月日（西暦）	
	年齢（歳）	
(4) 性別		
(5) 旧姓・通称	ふりがな	
	旧姓・通称	
(6) 住所	ふりがな	
	現住所	
(7) 日本国籍	日本国籍の有無	
(8) 帰化歴	帰化歴の有無	
	帰化年月日（西暦）	
	元国籍名	
	帰化時の住所	
(9) 外国籍	外国籍の有無	
	国籍名/元国籍名	
	有していた期間（西暦）	～
備考 ※書き切れない項目については右の欄に記載し、又は記録してください。		

⑨

(1) 続柄		
(2) 氏名	ふりがな	
	氏名	
(3) 生年月日	生年月日（西暦）	
	年齢（歳）	
(4) 性別		
(5) 旧姓・通称	ふりがな	
	旧姓・通称	
(6) 住所	ふりがな	
	現住所	
(7) 日本国籍	日本国籍の有無	
(8) 帰化歴	帰化歴の有無	
	帰化年月日（西暦）	
	元国籍名	
	帰化時の住所	
(9) 外国籍	外国籍の有無	
	国籍名/元国籍名	
	有していた期間（西暦）	～
備考 ※書き切れない項目については右の欄に記載し、又は記録してください。		

⑩

(1) 続柄		
(2) 氏名	ふりがな	
	氏名	
(3) 生年月日	生年月日（西暦）	
	年齢（歳）	
(4) 性別		
(5) 旧姓・通称	ふりがな	
	旧姓・通称	
(6) 住所	ふりがな	
	現住所	
(7) 日本国籍	日本国籍の有無	
(8) 帰化歴	帰化歴の有無	
	帰化年月日（西暦）	
	元国籍名	
	帰化時の住所	
(9) 外国籍	外国籍の有無	
	国籍名/元国籍名	
	有していた期間（西暦）	～
備考 ※書き切れない項目については右の欄に記載し、又は記録してください。		

⑪

(1) 続柄		
(2) 氏名	ふりがな	
	氏名	
(3) 生年月日	生年月日（西暦）	
	年齢（歳）	
(4) 性別		
(5) 旧姓・通称	ふりがな	
	旧姓・通称	
(6) 住所	ふりがな	
	現住所	
(7) 日本国籍	日本国籍の有無	
(8) 帰化歴	帰化歴の有無	
	帰化年月日（西暦）	
	元国籍名	
	帰化時の住所	
(9) 外国籍	外国籍の有無	
	国籍名/元国籍名	
	有していた期間（西暦）	～
備考 ※書き切れない項目については右の欄に記載し、又は記録してください。		

(1) 続柄		
(2) 氏名	ふりがな	
	氏名	
(3) 生年月日	生年月日（西暦）	
	年齢（歳）	
(4) 性別		
(5) 旧姓・通称	ふりがな	
	旧姓・通称	
(6) 住所	ふりがな	
	現住所	
(7) 日本国籍	日本国籍の有無	
(8) 帰化歴	帰化歴の有無	
	帰化年月日（西暦）	
	元国籍名	
	帰化時の住所	
(9) 外国籍	外国籍の有無	
	国籍名/元国籍名	
	有していた期間（西暦）	～
備考 ※書き切れない項目については右の欄に記載し、又は記録してください。		

【3】同居人

現在、【1】配偶者及び【2】父母・子等に記載し、又は記録した人以外の人で、あなたと同居している人がいますか。
「同居」とは、同一の住居で日常生活を共にしている状態を指します。家計は別でも食事を共にしているなど共同生活の実態がある場合はこれに含まれます。企業等の独身寮や社員寮における共同生活は含まれません。
同一の家屋であっても、中が壁等で仕切られており、家計、炊事等を一切別個にしている全くの別世帯とみなされるものは含まれません。

(1) 同居人の有無		
(2) 氏名	ふりがな	
	氏名	
(3) 生年月日	生年月日（西暦）	
	年齢（歳）	
(4) 性別		
(5) 旧姓・通称	ふりがな	
	旧姓・通称	
(6) 日本国籍	日本国籍の有無	
(7) 帰化歴	帰化歴の有無	
	帰化年月日（西暦）	
	元国籍名	
	帰化時の住所	
(8) 外国籍	外国籍の有無	
	国籍名/元国籍名	
	有していた期間（西暦）	～
備考 ※書き切れない項目については右の欄に記載し、又は記録してください。		

3 重要経済基盤毀損活動との関係

「重要経済基盤毀損活動」とは、公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、重要経済基盤に関して我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるもの（重要経済安保情報を標的としたいわゆるスパイ活動等）や、重要経済基盤に支障を生じさせるための活動であって、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人を当該主義主張に従わせ、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で行われるもの（重要経済基盤を標的とするいわゆるテロリズム）を指します。

スパイ活動等において取得の対象となる情報としては、重要経済基盤に関し政府の保有する情報で我が国及び国民の安全を確保する観点から保護すべきものが想定される他、政府が関知するに至っている民間保有の機微な情報でその漏えいが我が国及び国民の安全の確保に支障を与えるおそれがあるもの（例えば、我が国における重要物資のサプライチェーン上の脆弱性に関する情報）も含まれ得ます。

本項目では、重要経済基盤毀損活動を行ったことがある、あるいは、支援したことがあるか、重要経済基盤毀損活動を行う団体のメンバーだったことがある、あるいは、現在メンバーであるか、こうした団体を支援したことがある、あるいは、現在支援しているか、外国との関係を含め、こうした団体から働き掛けを受けた場合に協力せざるを得ない関係になっていないかについて質問します。

なお、外国との関係について何らかの記載又は記録をしたからといって、重要経済基盤毀損活動との関係があると直ちに判断されるものではありません。

(1) 重要経済基盤毀損活動との関係	重要経済基盤毀損活動を行ったことがある、あるいは、こうした活動を支援したことがありますか。 「支援」とは、例えば、活動内容を知りながら、その活動を容易にするために、金銭や場所等を提供することをいいます。	
	該当期間	
	～	
	あなたが行った活動・支援の具体的内容	
	活動・支援を行った理由	
	重要経済基盤毀損活動を行う団体のメンバーだったことがある、あるいは、現在、メンバーですか。	
	該当期間	
	～	
	団体の名称	
	団体の所在地	
	団体の設立目的・団体の主な活動	
	あなたと団体との関わり・あなたがメンバーだった／メンバーである理由	
	重要経済基盤毀損活動を行う団体を支援したことがある、あるいは、現在、支援していますか。	
	該当期間	
	～	
	団体の名称	
	団体の所在地	
	団体の設立目的・団体の主な活動	
あなたと団体との関わり・あなたが支援した／支援している理由		

(2) 外国政府等との関係	業務上必要と認められる場合を除き、日本の国内外を問わず、繰り返し連絡を取ったり、会ったりしている外国政府若しくはその関係機関の職員又はこれらの機関の関係者（日本人を含みます。）がいますか。※過去10年以内			
	氏名			
	相手国名			
	相手機関名			
	連絡を取っている期間			
	①	～		
	連絡等の頻度			
	連絡等の場所・方法			
	連絡等の目的・具体的内容			
	氏名			
	相手国名			
	相手機関名			
	連絡を取っている期間			
	②	～		
	連絡等の頻度			
	連絡等の場所・方法			
	連絡等の目的・具体的内容			
	(3) 来日外国人への援助等	来日する外国人に対し、身元の保証、住居の提供その他これらに類する援助を行ったことがありますか。 ※過去10年以内 ・「2家族・同居人の氏名等」で回答した家族・同居人を除きます。 ・観光旅行等短期間の滞在において自宅に宿泊させる場合は除きます。		
		氏名		
		国籍		
来日目的				
来日期間				
～				
現住所				
援助の具体的内容・援助した理由				

(4) 影響のある外国人との関係	あなたに経済的な援助を行ったり、経済的な援助以外に便宜を図ったり、繰り返し飲食接待を行ったりすることにより、あなたの業務に影響を及ぼす可能性のある外国人がいますか。※過去10年以内 ・「2家族・同居人の氏名等」及び上記の(2)(3)に記載し、又は記録した人物を除きます。			
	氏名			
	国籍			
	居住国			
	職業			
	①	その人との関係（職務上・プライベート・その他（具体的に））		
	連絡を取っている期間	～		
	連絡頻度			
	連絡手段（対面、電話、手紙等）			
	氏名			
	国籍			
	居住国			
	職業			
	②	その人との関係（職務上・プライベート・その他（具体的に））		
	連絡を取っている期間	～		
	連絡頻度			
	連絡手段（対面、電話、手紙等）			
	(5) 外国政府の職員等からの依頼や誘い	国内外において、外国政府の職員や外国人から、助言・協力の依頼や、顧問就任の依頼といった何らかの依頼を受けたり、転職や仕事の誘いを持ちかけられたことがありますか。※過去10年以内 ・職務上の関係を有する人から職務の一環で助言等の依頼を受けた場合を除きます。		
		氏名		
		国籍		
		所属先		
		依頼や誘いを受けた時期	～	
		依頼や誘いを受けた場所		
		依頼や誘いの具体的内容		

(6) 外国の金融機関の口座の保有	外国に所在する金融機関に口座を保有していますか。 ・在外勤務に伴う現地での生活のために現に必要な口座や、過去10年以上取引実績のない預金口座（いわゆる休眠預金口座）を除きます。		
	①	国名	
		金融機関名	
		保有の理由	
		残高	
		国名	
		金融機関名	
		② 保有の理由	
		残高	
		国名	
金融機関名			
③ 保有の理由			
	残高		
(7) 外国の不動産の保有	外国に不動産を保有していますか。		
	①	不動産の種類（マンション・土地等）	
		取得時期（年・月）	
		所在地（国名も記載）	
		資産評価額	
		保有するに至った理由	
	②	不動産の種類（マンション・土地等）	
		取得時期（年・月）	
		所在地（国名も記載）	
		資産評価額	
保有するに至った理由			

(8) 外国政府機関からの給付や免除	外国政府機関から、教育、医療、社会福祉等に関し、何らかの給付（奨学金、年金等）や免除を受けたことがありますか。 ※過去10年以内		
	給付・免除の類型		
	給付・免除の提供国		
	給付・免除の具体的内容		
	提供期間		
	～		
提供された理由			
(9) 外国政府が発行した旅券の保有	外国政府が発行した旅券を保有している、又は保有していたことがありますか。 ※過去10年以内		
	旅券上の氏名		
	旅券発行国		
	旅券番号		
旅券発行日（年・月）			
(10) 海外への居住又は渡航	海外に居住又は渡航（職務上の出張を除きます。）をしたことがありますか。 ※過去10年以内		
	①	居住又は渡航国・都市名	
		居住又は渡航の期間	
		～	
		居住又は渡航の目的	
	②	居住又は渡航国・都市名	
		居住又は渡航の期間	
		～	
		居住又は渡航の目的	
	③	居住又は渡航国・都市名	
		居住又は渡航の期間	
		～	
		居住又は渡航の目的	
	④	居住又は渡航国・都市名	
		居住又は渡航の期間	
		～	
居住又は渡航の目的			

	⑤	居住又は渡航国・都市名
		居住又は渡航の期間
		～
		居住又は渡航の目的
	⑥	居住又は渡航国・都市名
		居住又は渡航の期間
		～
		居住又は渡航の目的
	⑦	居住又は渡航国・都市名
		居住又は渡航の期間
		～
		居住又は渡航の目的
	⑧	居住又は渡航国・都市名
		居住又は渡航の期間
		～
		居住又は渡航の目的
	⑨	居住又は渡航国・都市名
		居住又は渡航の期間
		～
		居住又は渡航の目的
	⑩	居住又は渡航国・都市名
居住又は渡航の期間		
～		
居住又は渡航の目的		
⑪	居住又は渡航国・都市名	
	居住又は渡航の期間	
	～	
	居住又は渡航の目的	
備考 ※書き切れない項目については右の欄に記載し、又は記録してください。		

4 犯罪及び懲戒の経歴

本項目のうち、犯罪の経歴については、あなたが過去に罪を犯し、有罪の判決（執行猶予が付いているものも含みます。）を受けたことがあるかを記載し、又は記録します。ただし、少年審判の結果として受けた処分については、本項目には含まれません。
また、懲戒の経歴については、職業上の懲戒処分に限定され、学校教育法上の懲戒は含まれません。

※情報の取扱いに係る懲戒処分を受けた場合は、[「5 情報の取扱いに係る非違の経歴」](#)に記載し、又は記録してください。

(1) 犯罪経歴	罪を犯し、有罪の判決を受けたことがありますか。	
	罪名	
	犯罪行為の時期（年・月）	
	犯罪行為の動機と具体的内容	
	判決日（年・月・日）	
	判決内容	
		管轄裁判所名（国外での犯罪経歴の場合は国名も記載又は記録）
(2) 懲戒処分	職業上の懲戒処分を受けたことがありますか。	
	懲戒処分の対象となった行為の時期（年・月）	
	懲戒処分の対象となった行為の動機と具体的な内容	
	懲戒処分の時期（年・月）	
	懲戒処分の内容	
備考 ※書き切れない項目については右の欄に記載し、又は記録してください。		

5 情報の取扱いに係る非違の経歴

情報の取扱いに係る非違の経歴	業務上、秘密を部外に漏らしたり、秘密文書を紛失したり、使用を禁じられた記録媒体に情報を保存したり、必要な手続を経ずに文書を複写したり、職務に関連した事項をインターネット上のサイトに公表したりするなどして、文書やシステムの管理に関する規則等に違反し、懲戒処分を受けたり、懲戒処分には至らない内部規則等に基づく指導監督上の措置（訓告、厳重注意等）を受けたりしたことがありますか。	
	非違行為の時期（年・月）	
	非違行為の動機と具体的な内容	
	処分等の時期（年・月）	
	処分等の内容	
備考 ※書き切れない項目については右の欄に記載し、又は記録してください。		

6 薬物の濫用及び影響

本項目においては、所持や使用等が禁止されている薬物を所持したり、使用したりしたことがあるかや、疾病の治療のための薬物を用量を著しく超えて服用したことがあるかを記載し、又は記録してください。記載又は記録された内容について確認する必要がある場合には、医療機関等に照会することがあります。

※有罪の判決を受けたり、懲戒処分を受けたりしたものについては、[「4 犯罪及び懲戒の経歴」](#) に記載し、又は記録してください。

※質問（3）に関し、薬物依存症である場合は、[「7 精神疾患」](#) に記載し、又は記録してください。

(1) 違法所持・使用等について	麻薬若しくは向精神薬、大麻、あへん若しくはけしから、覚醒剤又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の指定薬物（危険ドラッグ等をいいます。）を違法に所持又は使用したことがありますか（こうした薬物に該当する疑いがある場合にも記載し、又は記録してください。）。	
	薬物名	
	当該行為の具体的内容	
	行った期間	～
	当該行為の頻度	
	当該行為を行った理由	
	1回の使用量	
(2) 有機溶剤の濫用等について	トルエン若しくは酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料又は閉そく用若しくはシーリング用の充てん料をみだりに摂取・吸入し、又はこれらの目的で所持したことがありますか。	
	物質名	
	当該行為の具体的内容	
	行った期間	～
	当該行為の頻度	
	当該行為を行った理由	
	1回の使用量	

(3) 薬物の用量超過について	医師等により処方された薬物を処方せんに記載された用量を著しく超えて、又は処方せんを必要としない薬物をその直接の容器若しくは直接の被包に記載された用量を著しく超えて、服用したことがありますか。 ※過去10年以内	
	服用薬物名	
	薬物の影響による具体的症状	
	服用期間	
		～
	処方・販売者の名称	
処方・販売者の所在地		
備考 ※書き切れない項目については右の欄に記載し、又は記録してください。		

7 精神疾患

本項目においては、精神疾患に関し、治療又はカウンセリングを受けたことがあるかを記載し、又は記録しますが、治療又はカウンセリングを受けたことがあるとの事実だけをもって、重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められないと直ちに判断されることはありません。必要な場合には、医療機関等に照会した上で、具体的な症状や治療の経過、再発の可能性等を踏まえ、重要経済安保情報を漏らすおそれがないかどうか判断されます。

精神疾患について	統合失調症、躁うつ病、薬物依存症、アルコール依存症その他の精神疾患に関し、治療又はカウンセリングを受けたことがありますか。※過去10年以内	
	受診先名称	
	受診先所在地	
	受診期間	
	～	
	医師やカウンセラーの氏名	
	症状	
	受診後の状態	
備考 ※書き切れない項目については右の欄に記載し、又は記録してください。		

8 飲酒についての節度

※アルコール依存症によるものについては、[「7 精神疾患」](#) で記載し、又は記録してください。

飲酒を原因とするトラブル等	飲酒を原因として、けんかなどのトラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたことがありますか。 ※過去10年以内		
	①	当該時期（年・月）	
		具体的内容	
	②	当該時期（年・月）	
		具体的内容	
	③	当該時期（年・月）	
		具体的内容	
備考 ※書き切れない項目については右の欄に記載し、又は記録してください。			

9 信用状態その他の経済的な状況

(1) 借入れ	現在、以下の事項 以外 の借入れがありますか。 a 住宅、車両又は耐久消費財の購入を目的としたもの b 教育のためのもの c クレジットカードを使用した商品等の購入に伴うもの		
	①	借入先の名称	
		借入先の所在地	
		借入内容及び借入れに至った理由	
		借入時期（年・月）	
		借入総額	
		返済額（月当たり）（円）	
		借入残高	
		完済予定時期（年・月）	
		②	借入先の名称
	借入先の所在地		
	借入内容及び借入れに至った理由		
	借入時期（年・月）		
	借入総額		
	返済額（月当たり）（円）		
借入残高			
完済予定時期（年・月）			

(2) 滞納	国税や保険料、家賃等の支払を滞納している、又は滞納したことがありますか。※過去10年以内 ・滞納により催告を受け、指定された期限までに支払った場合を除きます。		
	①	滞納している/滞納していたもの	
		滞納時期（いつから）（年・月）	
		滞納時期（いつまで。滞納中の場合は空欄）（年・月）	
		滞納金額（円）	
		滞納している/滞納していた理由	
	②	滞納している/滞納していたもの	
		滞納時期（いつから）（年・月）	
		滞納時期（いつまで。滞納中の場合は空欄）（年・月）	
滞納金額（円）			
	滞納している/滞納していた理由		
(3) 自己破産	自己破産したことがありますか。※過去10年以内		
	破産宣告日（年・月・日）		
	免責日（年・月・日）		
	原因となった債務内容		
(4) クレジットカードの使用停止	支払の不備・与信上の問題により、クレジットカードの使用を停止させられたことがありますか。※過去10年以内 ・決済口座の残高不足等により催告を受け、指定された期限までに支払った場合を除きます。		
	停止時期（年・月）		
	具体的内容とその理由		

(5) 民事執行	民事執行手続を受けたことがありますか。※過去10年以内	
	受けた時期（年・月）	
	具体的内容とその理由	
(6) 差押え	賃金・給付金・資産を差し押さえられたことがありますか。※過去10年以内	
	差押時期（年・月）	
	具体的内容とその理由	
備考 ※書き切れない項目については右の欄に記載し、又は記録してください。		

10 その他適性評価手続のために必要な情報

過去の適性評価の経歴	過去に、重要経済安保情報保護活用法に基づく適性評価を受けたことがありますか。	
	評価結果の通知を受けた時期（年・月） ※複数ある場合は、最も新しいものについて記載し、又は記録してください。	
	評価した行政機関の長	
	行政機関の担当部署	
備考 ※書き切れない項目については右の欄に記載し、又は記録してください。		

今回提出する質問票には、私が確認できる限りの事実を具体的に、漏れなくかつ正確に記載し、又は記録しました。

適性評価の結果が通知されるまでの間に、質問票に記載し、又は記録した事項に変更が生じた場合には、速やかに申し出ます。

記載日

氏 名

調査票（適性評価）

1 調査票の記載又は記録に当たっての留意事項

氏（以下「評価対象者」といいます。）について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下「重要経済安保情報保護活用法」といいます。）第12条第1項に規定する適性評価を実施するため必要がありますので、2の各調査事項について、該当の有無を記載し、又は記録するとともに、該当がある場合は、その内容を具体的に記載し、又は記録した上で、この調査票に記載し、又は記録した年月日やあなたの氏名等を記載し、又は記録して、この調査票を適性評価における調査を担当する職員に提出してください。

この調査票は、評価対象者が重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないかを評価するためにあなたに記載又は記録を依頼するものであり、人事評価を目的とするものではありません（なお、適性評価の実施に当たって取得する個人情報については、人事評価や人事考課、解雇、懲戒処分、不利益な配置の変更等に用いるなど重要経済安保情報の保護以外の目的のために利用したり、他に提供したりすることは、重要経済安保情報保護活用法の規定により禁じられています。）。記載又は記録に当たっては、あなたが把握している事実に基づき、あなたの所見をありのままに記載し、又は記録してください。

評価対象者への質問とは別にこの調査が行われる趣旨を踏まえ、この調査票の記載又は記録の前後を問わず、評価対象者に記載又は記録内容についての確認を行わないでください。

なお、この調査票により把握した評価対象者に関する情報は、評価対象者に示される可能性があります。

適性評価は、重要経済安保情報保護活用法第12条第2項各号に掲げる事項について、必要な範囲内において評価対象者やその知人に質問したり、公務所等へ照会したりするなどの調査を行い、その結果に基づいて実施します。今回あなたが記載し、又は記録した内容のみによって評価対象者の評価がなされるものではなく、他の調査結果と合わせ、評価対象者の個別具体的な事情を十分に考慮した上で、総合的に判断されます。

後日、適性評価における調査を担当する職員から、この調査票を参考としつつ、あなたに質問を行うことがあります。

＜担当＞
【内閣府又は防衛省】（部局名）
住所
電話
電子メール

記入日： 年 月 日

所属部署：

役 職：

氏 名：

電 話：

電子メール：

2 調査事項

調査項目	該当すると認められる場合に✓印を記載し、又は記録してください。	内容
○ 重要経済基盤毀損活動との関係① 評価対象者が、重要経済基盤毀損活動（注）を行ったこと、又はこうした活動を支援したことが認められますか。	☐ 認められる	
評価対象者が、上記の活動を行う団体のメンバーだった、又は、現在メンバーであることが認められますか。	☐ 認められる	
評価対象者が、上記の活動を行う団体を支援したことがある、又は、現在支援していることが認められますか。	☐ 認められる	
○ 重要経済基盤毀損活動との関係② 評価対象者に、業務以外で繰り返し連絡を取ったり、会ったりしている外国政府関係者や外国人がいることが認められますか。	☐ 認められる	
○ 犯罪や懲戒の経歴 評価対象者が、罪を犯し、有罪の判決を受けたことがある、又は、職業上の懲戒処分を受けたことがあると認められますか。	☐ 認められる	

（注）「重要経済基盤毀損活動」とは、公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、重要経済基盤に関して我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるもの（重要経済安保情報を標的としたいわゆるスパイ活動等）や、重要経済基盤に支障を生じさせるための活動であって、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人を当該主義主張に従わせ、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で行われるもの（重要経済基盤を標的とするいわゆるテロリズム）を指します。

スパイ活動等において取得の対象となる情報としては、重要経済基盤に関し政府の保有する情報で我が国及び国民の安全を確保する観点から保護すべきものが想定される他、政府が関知するに至っている民間保有の機微な情報でその漏えいが我が国及び国民の安全の確保に支障を与えるおそれがあるもの（例えば、我が国における重要物資のサプライチェーン上の脆弱性に関する情報）も含まれ得ます。

調査項目	該当すると認められる場合に✓印を記載し、又は記録してください。	内容
○ 情報の取扱いに係る非違の経歴 評価対象者が、文書やシステムの管理に関する規則等に違反し、懲戒処分や上司からの指導監督上の措置（訓告、厳重注意等）を受けたことがあると認められますか。	☐ 認められる	
○ 薬物の濫用及び影響 評価対象者が、所持等が禁止されている薬物を濫用しており、若しくは濫用していた、又は疾病の治療のための薬物をその用量を著しく超えて摂取しており、若しくは摂取していたと認められますか。	☐ 認められる	
○ 精神疾患 評価対象者が、表見上、自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失い、若しくは著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況にある、又はあったと認められますか。	☐ 認められる	
○ 飲酒についての節度 評価対象者が、飲酒を原因として、けんかなどのトラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたことがあると認められますか。	☐ 認められる	
○ 信用状態その他の経済的な状況 評価対象者に、住宅、車両若しくは耐久消費財の購入若しくは教育の目的以外の目的での借入れがある、又はあったと認められますか。	☐ 認められる	
評価対象者に、何らかの金銭債務の不履行がある、又はあったと認められますか。	☐ 認められる	
評価対象者に、自己の資力に照らして不相応な金銭消費がある、又はあったと認められますか。	☐ 認められる	

※ この適性評価の調査方法など、今回の適性評価について相談がある場合は、以下の防衛省相談窓口に申し出ることができます。

適性評価に関連する相談は、内閣府にも申し出ることができます。内閣府に申し出る場合には、以下の内閣府相談窓口にお問い合わせください。

<防衛省相談窓口>

防衛省（部局名）

住所

電話

電子メール

<内閣府相談窓口>

内閣府（部局名）

住所

電話

電子メール

(参考)

○重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）（抄）

（行政機関の長による適性評価の実施）

第12条 行政機関の長は、次に掲げる者について、その者が重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一 当該行政機関の職員（当該行政機関が警察庁である場合にあっては、警察本部長を含む。次号において同じ。）又は当該行政機関との第10条第1項若しくは第2項の契約（同号において「契約」という。）に基づき重要経済安保情報の提供を受け、若しくは重要経済安保情報を保有する適合事業者の従業者として重要経済安保情報の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者であって、次に掲げるものの以外のもの

イ 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（第3号において「直近適性評価認定者」という。）のうち、当該適性評価に係る次条第1項の規定による評価対象者への通知があった日から10年を経過していないものであって、引き続き当該おそれがないと認められるもの

ロ 当該行政機関の長が実施した特定秘密直近適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（以下この項において「特定秘密直近適性評価認定者」という。）のうち、当該特定秘密直近適性評価に係る特定秘密保護法第13条第1項の規定による通知があった日から5年を経過していないものであって、引き続き当該おそれがないと認められるもの

二 当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき重要経済安保情報の提供を受け、若しくは重要経済安保情報を保有する適合事業者の従業者として重要経済安保情報の取扱いの業務を現に行う者であって、当該行政機関の長が直近に実施した適性評価に係る次条第1項の規定による評価対象者への通知があった日から10年（特定秘密直近適性評価認定者である者にあっては、当該行政機関の長が実施した特定秘密直近適性評価に係る特定秘密保護法第13条第1項の規定による通知があった日から5年）を経過した日以後重要経済安保情報の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれるもの

三 直近適性評価認定者又は特定秘密直近適性評価認定者であって、引き続き重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

2 適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査（以下この条及び第16条第1項において「適性評価調査」という。）を行い、その結果に基づき実施するものとする。

一 重要経済基盤毀損活動（重要経済基盤に関する公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、重要経済基盤に関して我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるもの並びに重要経済基盤に支障を生じさせるための活動であって、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人を当該主義主張に従わせ、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で行われるものをいう。）との関係に関する事項（評価対象者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。））、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所を含む。）

二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項

四 薬物の濫用及び影響に関する事項

五 精神疾患に関する事項

六 飲酒についての節度に関する事項

七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3 適性評価は、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとする。ただし、第7項の規定の適用を受けて実施する場合においては、当該告知をすることを要しない。

一 前項各号に掲げる事項について適性評価調査が行われる旨

二 適性評価調査を行うため必要な範囲内において、第6項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨

三 評価対象者が第1項第3号に掲げる者であるときは、その旨

- 4 行政機関の長は、適性評価を実施するときは、第7項の規定の適用を受けて実施される場合を除き、内閣総理大臣に対し、必要な資料を添えて、適性評価調査を行うよう求めるものとする。ただし、当該行政機関の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合（当該適性評価が同項の規定の適用を受けて実施される場合を除く。）には、当該行政機関の長が、政令で定めるところにより、自ら適性評価調査を行うものとする。
- 5 内閣総理大臣は、行政機関の長から前項の規定により適性評価調査を行うよう求められたときは、政令で定めるところにより、当該評価対象者について適性評価調査を行い、当該評価対象者が重要経済安保情報を漏らすおそれに関する意見（第7項において「調査意見」という。）を付して、当該適性評価調査の結果を当該行政機関の長に通知するものとする。
- 6 適性評価調査を行う内閣総理大臣又は行政機関の長は、適性評価調査を行うため必要な範囲内において、その職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 7 第2項の規定にかかわらず、評価対象者が、適性評価を実施する行政機関の長（以下この項において「実施行政機関の長」という。）以外の行政機関の長又は警察本部長が実施した適性評価（次条第1項（第15条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知があった日から10年を経過しておらず、かつ、第5項（第15条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により内閣総理大臣が当該適性評価に係る適性評価調査を行ったものに限り、当該適性評価の後に実施行政機関の長による適性評価が実施された場合のものを除く。）のうち直近のもの（以下この条において「直近他機関適性評価」という。）において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者である場合において、当該評価対象者について実施行政機関の長が実施する適性評価については、適性評価調査を行わず、直近他機関適性評価において行われた適性評価調査の結果に基づき実施するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、実施行政機関の長の求めに応じ、直近他機関適性評価において行われた適性評価調査の結果及びこれに付した調査意見を当該実施行政機関の長に通知するものとする。
- 8 前項の規定の適用を受けて実施された適性評価を受けた評価対象者に対して行われた次条第1項の規定による通知は、前条第1項並びにこの条第1項第1号イ及び第2号の規定の適用については、直近他機関適性評価の結果について次条第1項（第15条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による評価対象者への通知が行われた日に行われたものとみなす。

（適性評価の結果等の通知）

- 第13条 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果（当該適性評価が前条第7項の規定の適用を受けて実施された場合にあっては、その旨を含む。次項及び次条第1項において同じ。）を評価対象者及び内閣総理大臣に対し通知するものとする。
- 2 行政機関の長は、適合事業者の従業者について適性評価を実施したときはその結果を、当該従業者が前条第3項の同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったときはその旨を、それぞれ当該適合事業者に対し通知するものとする。
 - 3 前項の規定による通知を受けた適合事業者は、当該評価対象者が当該適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。第16条第2項において同じ。）であるときは、当該通知の内容を当該評価対象者を雇用する事業主に対し通知するものとする。
 - 4 行政機関の長は、第1項の規定により評価対象者に対し重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった旨を通知するときは、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、当該おそれがないと認められなかった理由を併せて通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。

別記第19号様式（第53条関係）

年 月 日
※文書発信番号

殿

防衛大臣

適性評価のための照会書

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第12条第1項に規定する適性評価を実施するため調査する必要があるので、下記の事項につき回答願いたく、同条第6項の規定に基づき照会します。

記

<問い合わせ先>
防衛省（部局名）
住所
電話
電子メール

別記第 2 0 号様式（第 5 3 条関係）

1 適性評価調査実施担当者証（表面）

8.56

第 号

適性評価調査実施担当者証

所属
氏名
生年月日

写真

上記の者は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律第12条第1項に規定する適性評価のための調査に従事する職員であることを証する。

発行日： 年 月 日
有効期限： 年 月 日

防衛大臣

5.40

2 適性評価調査実施担当者証（裏面）

注 意 事 項

1 この担当者証は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）及び評価対象者の知人その他の関係者への質問、評価対象者への資料の要求並びに公務所及び公私の団体への照会の際に、必ず携帯し、これを提示すること。

2 この担当者証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

3 適性評価調査実施担当者でなくなったときは、この担当者証を速やかに防衛大臣に返納すること。

4 この担当者証を紛失又は損傷したときは、直ちに届け出ること。

備考 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記第21号様式（第56条関係）

年 月 日

（重要経済安保情報管理者）
殿

（適性評価実施責任者）

適性評価の結果等に関する通知書

適性評価の結果等については別表のとおりであるので、「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」（令和7年1月31日閣議決定）第4章第2節〔3（2）④／7（2）〕の規定により通知します。

【なお、別表に記載されている者が適合事業者の従業者であるときは、適性評価の結果等を当該適合事業者に通知してください。※従業者の場合に追記】

別表

[illegible]

(※) 結果欄には、重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた場合には「適性あり」と、当該おそれがないと認められなかった場合は「適性なし」と、重要経済安保情報保護活用法第12条第3項の同意が得られなかったため適性評価が実施されなかった場合は「実施せず」と、同意が取り下げられたため適性評価の手続を中止した場合は「中止」と記載しています。

別記第 2 2 号様式（第 5 6 条関係）

年 月 日

（内閣府の適性評価調査実施責任者）

殿

（防衛政策局長経由）

（適性評価実施責任者）

適性評価の結果等に関する通知書

適性評価の結果等については別表のとおりであるので、「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」（令和 7 年 1 月 31 日閣議決定）第 4 章第 2 節〔3（2）④／3（3）／7（3）〕の規定により通知します。

[illegible]

(※ 1) 結果欄には、重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた場合には「適性あり」と、当該おそれがないと認められなかった場合は「適性なし」と、重要経済安保情報保護活用法第12条第3項の同意が取り下げられたこと等により適性評価の手続を中止した場合は「中止」と記載しています。

(※2) 結果等通知日欄には、評価対象者に対し、適性評価の結果を通知した日又は適性評価の手続きを中止する旨通知した日を記載しています。

年 月 日
※文書発信番号

様

防衛大臣

適性評価結果等通知書（本人用）

今回あなたについて実施した適性評価について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下「重要経済安保情報保護活用法」といいます。）第13条第1項の規定により、以下のとおりその結果を通知します。

【なお、今回の適性評価については、重要経済安保情報保護活用法第12条第7項の規定の適用を受けて実施されました。※重要経済安保情報保護活用法第12条第7項の規定を適用した場合に追記】

【この結果は、[あなたを雇用する事業者／あなたを雇用する事業者とあなたの派遣先の事業者] に対しても通知されます（調査により判明した事柄は通知されません。）。※従業者の場合に追記】

<適性評価の結果>

あなたは、重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められました。

※ 別添の「重要経済安保情報の保護に関する誓約書」（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）の内容をよく読み、誓約書の1枚目に必要事項を記載又は記録の上、行政機関の適性評価の担当者に提出してください。書面で提出する際は、封筒に入れて封をした上で提出してください。誓約書の別紙は、あなたの手元に保管してください。また、「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」第4章第3節1(1)に掲げる事情（誓約書の別紙に記載し、又は記録されています。）がある場合には、速やかに、あなたが取り扱う重要経済安保情報に係る重要経済安保情報管理者に申し出てください。

※ この適性評価の結果や調査方法など、あなたについて実施された今回の適性評価について苦情がある場合は、重要経済安保情報保護活用法第14条第1項の規定により、防衛大臣に対し、苦情の申出をすることができます。苦情の申出をする場合には、あなたの氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び連絡先並びに具体的な苦情の内容を明らかにし、以下の苦情受理窓口へ提出してください。

なお、苦情の申出をしたことを理由として、あなたに対して不利益な取扱いを行うことは重要経済安保情報保護活用法で禁止されています。

また、適性評価に関連して不利益な取扱いを受けた場合や適性評価の実施に当たって取得する個人情報を重要経済安保情報の保護以外の目的のために利用され、又は提供されたと感じた場合などの相談についても、防衛省相談窓口へ申し出ることができます。相談については、防衛省相談窓口だけでなく、内閣府相談窓口へ申し出ることもできます。

<防衛省苦情受理窓口>

防衛省（部局名）

住所

電話

電子メール

<防衛省相談窓口>

防衛省（部局名）

住所

電話

電子メール

<内閣府相談窓口>

内閣府（部局名）

住所

電話

電子メール

※苦情受理窓口と相談窓口が同じ場合は、〈【〇〇省】苦情受理窓口・相談窓口〉とまとめて記載することも可能。

年 月 日
※文書発信番号

様

防衛大臣

適性評価結果等通知書（本人用）

今回あなたについて実施した適性評価について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下「重要経済安保情報保護活用法」といいます。）第13条第1項の規定により、以下のとおりその結果を通知します。
【なお、今回の適性評価については、重要経済安保情報保護活用法第12条第7項の規定の適用を受けて実施されました。※重要経済安保情報保護活用法第12条第7項の規定を適用した場合に追記】

【この結果は、〔あなたを雇用する事業者／あなたを雇用する事業者とあなたの派遣先の事業者〕に対しても通知されます（認められなかった理由や、調査により判明した事柄は通知されません。）。※従業者の場合に追記】

<適性評価の結果>

あなたは、重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められませんでした。

<認められなかった理由>

※ この適性評価の結果や調査方法など、あなたについて実施された今回の適性評価について苦情がある場合は、重要経済安保情報保護活用法第14条第1項の規定により、防衛大臣に対し、苦情の申出をすることができます。苦情の申出をする場合には、あなたの氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び連絡先並びに具体的な苦情の内容を明らかにし、以下の苦情受理窓口に提出してください。

なお、苦情の申出をしたことを理由として、あなたに対して不利益な取扱いを行うことは重要経済安保情報保護活用法で禁止されています。

また、適性評価に関連して不利益な取扱いを受けた場合や適性評価の実施に当たって取得する個人情報を重要経済安保情報の保護以外の目的のために利用され、又は提供されたと感じた場合などの相談についても、防衛省相談窓口に応じることができます。相談については、防衛省相談窓口だけでなく、内閣府相談窓口に応じ出することもできます。

<防衛省苦情受理窓口>
防衛省（部局名）

住所
電話
電子メール

<防衛省相談窓口>
防衛省（部局名）

住所
電話
電子メール

<内閣府相談窓口>
内閣府（部局名）

住所
電話
電子メール

※苦情受理窓口と相談窓口が同じ場合は、〈防衛省苦情受理窓口・相談窓口〉とまとめて記載することも可能。

年 月 日
※文書発信番号

様

防衛大臣

適性評価結果等通知書（本人用）

あなたについての適性評価の手続きは、以下の理由により中止されましたので、その旨通知します。【なお、この旨は、〔あなたを雇用する事業者／あなたを雇用する事業者とあなたの派遣先の事業者〕に対しても通知されます（調査により判明した事柄は通知されません。）。※従業者から同意の取下げがあった場合に追記】

＜中止の理由＞

〔あなたから「適性評価の実施についての同意の取下書」が提出されたため／あなたが重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことが見込まれなくなったため〕

※ この適性評価の調査方法など、あなたについて実施された今回の適性評価について苦情がある場合は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下「重要経済安保情報保護活用法」といいます。）第14条第1項の規定により、防衛大臣に対し、苦情の申出をすることができます。苦情の申出をする場合には、あなたの氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び連絡先並びに具体的な苦情の内容を明らかにし、以下の苦情受理窓口に提出してください。

なお、苦情の申出をしたことを理由として、あなたに対して不利益な取扱いを行うことは重要経済安保情報保護活用法で禁止されています。

また、適性評価に関連して不利益な取扱いを受けた場合や適性評価の実施に当たって取得する個人情報重要経済安保情報の保護以外の目的のために利用され、又は提供されたと感じた場合などの相談についても、防衛省相談窓口に応じることができます。相談については、防衛省相談窓口だけでなく、内閣府相談窓口に応じすることもできます。

＜防衛省苦情受理窓口＞
防衛省（部局名）

住所
電話
電子メール

＜防衛省相談窓口＞
防衛省（部局名）

住所
電話
電子メール

＜内閣府相談窓口＞
内閣府（部局名）

住所
電話
電子メール

※苦情受理窓口と相談窓口が同じ場合は、〈防衛省苦情受理窓口・相談窓口〉とまとめて記載することも可能。

年 月 日
※文書発信番号

様

防衛大臣

適性評価結果等通知書（適合事業者用）

貴社の従業者についての適性評価に関し、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第13条第2項及び「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」の規定により、別表のとおり、その結果を通知します。

【なお、別表に記載し、又は記録されている者が貴社の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいいます。）であるときは、適性評価の結果を、当該従業者を雇用する事業主に通知してください。※当該従業者が派遣労働者である場合に追記】

※ この適性評価の結果や調査方法など、従業者について実施された今回の適性評価について相談がある場合は、以下の防衛省相談窓口に出すことができます。
適性評価に関連する相談は、内閣府にも申し出ることができます。内閣府に申し出る場合には、以下の内閣府相談窓口にお問い合わせください。

＜防衛省相談窓口＞
防衛省（部局名）
住所
電話
電子メール

＜内閣府相談窓口＞
内閣府（部局名）
住所
電話
電子メール

（備考）適性評価結果等通知書（適合事業者用）は、「適性あり」の場合とそれ以外の場合とに分けて作成すること。

別表

ふりがな 氏名	生年月日	部署（派遣労働者であるときは、その旨）	結果

＊ 結果欄には、重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた場合には「適性あり」と、当該おそれがないと認められなかった場合は「適性なし」と、評価対象者本人の同意が得られなかったため適性評価が実施されなかった場合は「実施せず」と、同意が取り下げられたこと等により適性評価の手続を中止した場合は「中止」と記載し、又は記録しています。

重要経済安保情報の保護に関する誓約書

私は、 年 月 日付け「適性評価結果等通知書（本人用）」により適性評価の実施結果の通知を受けました。私は、別紙を読んだ上で、以下に掲げる事項について確認し、今後、重要経済安保情報の取扱いの業務を行うに当たり、重要経済安保情報の保護のための法令及び関係規程を遵守し、重要経済安保情報の保護に努め、これを漏らさないことを誓約します。

- (1) 重要経済安保情報の取扱いの業務を行うこととなった場合に、故意又は過失により重要経済安保情報を漏らしたときは、別紙記載の重要経済安保情報保護活用法の規定により罰せられることがあること。
- (2) 重要経済安保情報に係る文書の紛失等重要経済安保情報の漏えい又は漏えいのおそれがあると認められる事情が生じた場合には、速やかに当該重要経済安保情報に係る重要経済安保情報管理者に報告するとともに、必要な調査に協力すること。
- (3) 別紙記載の「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」第 4 章第 3 節 1 (1)に掲げる事情がある場合に、速やかに、私が取り扱う重要経済安保情報に係る重要経済安保情報管理者に申し出ること。
- (4) 私について、別紙記載の「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」第 4 章第 3 節 1 (1)に掲げる事情があると認められた場合に、[私を雇用する事業者により私の取り扱う重要経済安保情報に係る重要経済安保情報管理者に報告がなされること。／私を雇用する事業者により私の派遣先の事業者により私の取り扱う重要経済安保情報に係る重要経済安保情報管理者に報告がなされること。] ※従業者の場合に追記

年 月 日

氏名

- 1 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下「重要経済安保情報保護活用法」といいます。）では、適性評価により、重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合に重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められた人でなければ、重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができないこととされています。

今回実施された適性評価により、あなたは重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められましたが、今後、重要経済安保情報の取扱いの業務を行うこととなったときは、重要経済安保情報の保護のための法令及び関係規程を遵守し、重要経済安保情報の保護に努めなければなりません。あなたが重要経済安保情報の取扱いの業務により知得した重要経済安保情報を故意又は過失により漏らした場合には、重要経済安保情報保護活用法第23条により罰せられることがあります（以下の条文を参照してください。）。

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）（抄）

第23条 重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する者がその業務により知り得た重要経済安保情報を漏らしたときは、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。重要経済安保情報の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同様とする。

2 第4条第5項、第8条、第9条、第10条第5項若しくは第6項又は第18条第4項の規定により提示され、又は提供された重要経済安保情報について、当該提示又は提供の目的である業務により当該重要経済安保情報を知り得た者がこれを漏らしたときは、3年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第9条第1項第1号ロに規定する場合において提示された重要経済安保情報について、当該重要経済安保情報の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。

3 前2項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第1項の罪を犯した者は、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

5 過失により第2項の罪を犯した者は、6月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。

第27条 第23条の規定は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 （略）

- 2 今回あなたについて実施された適性評価は、あなたが質問票により申告した事実等に基づいて行われました。

今後、以下に掲げる事情（「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」第4章第3節1（1）に掲げる事情）がある場合には、速やかに、あなたが取り扱う重要経済安保情報に係る重要経済安保情報管理者に、以下の窓口を通じて申し出てください。その申出内容により、あなたが重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があると判断されることとなった場合には、重要経済安保情報の取扱いの業務を行うに当たって、改めて適性評価が実施されることとなります。

- （1）外国籍の者と結婚した場合その他外国との関係に大きな変化があったこと。
- （2）罪を犯して検挙されたこと。

- (3) 懲戒処分の対象となる行為をしたこと。
- (4) 情報の取扱いに関する規則に違反したこと。
- (5) 違法な薬物の所持、使用など薬物の違法又は不適切な取扱いを行ったこと。
- (6) 自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況に陥ったこと。
- (7) 飲酒により、けんかなどの対人トラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたこと。
- (8) 裁判所から給与の差押命令が送達されるなど経済的な問題を抱えていると疑われる状況に陥ったこと。
- (9) 重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑義が生じたこと。

また、[あなたの上司等／あなたを雇用する事業者／あなたを雇用する事業者又はあなたの派遣先の事業者]が、あなたについて上記の事情があると認めた場合には、あなたが取り扱う重要経済安保情報に係る重要経済安保情報管理者に報告されることとなります。その場合にも、あなたが重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があると判断されることとなった場合には、重要経済安保情報の取扱いの業務を行うに当たって、改めて適性評価が実施されることとなります。

なお、あなたが重要経済安保情報の取扱いの業務を行わないこととなった後に、防衛省の職員又は防衛省との契約に基づき重要経済安保情報の提供を受け、若しくは重要経済安保情報を保有する適合事業者の従業者として、再び重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことが見込まれることとなった場合には、あなたについて、重要経済安保情報保護活用法第12条第1項に規定される引き続き重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないか否かを判断する必要があるため、重要経済安保情報を取り扱う業務を行わなくなった日以降の上記に掲げる事項や職歴・学歴について、新たに取り扱い重要経済安保情報に係る重要経済安保情報管理者に申し出てください。また、他の行政機関の長があなたについて今後実施する適性評価に重要経済安保情報保護活用法第12条第7項の規定が適用される場合についても、同様に、重要経済安保情報を取り扱う業務を行わなくなった日以降の上記に掲げる事項や職歴・学歴について、新たに取り扱い重要経済安保情報に係る重要経済安保情報管理者に申し出てください。

< 申出窓口 >

防衛省（部局名）

住所

電話

電子メール

年 月 日
※文書発信番号

様

防衛大臣

苦情処理結果通知書

年 月 日付けで申出のありました苦情について、これ进行处理した結果は下記のとおりですので、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第14条第2項の規定により通知します。

記

<問い合わせ先>
防衛省（部局名）
住所
電話
電子メール